

「救済」新法・関連改正法成立後の課題と展望 尼崎・クボタのアスベスト被害のひろがりを検証

4.28(金)13:30-16:00 石綿対策全国連絡会議 第19回総会



石綿の国際表示

2006年4月28日(金) 東京・高田馬場「全建総連会館1階会議室」
午後1時半～3時 第19回総会／新法・改正法への対応
午後3時～4時 「尼崎・クボタのアスベスト被害のひろがり—疫学調査結果から—」
講師：車谷典男氏(奈良県立医科大学衛生学教授)

昨夏のクボタ・ショック以来、日本中がアスベスト・パニックに襲われました。私たちは、総合対策の提言、総選挙にあたっての公開質問状、緊急声明等々のかたちでこの間先導的な役割を果たしてきたと自負しています。

昨年10月22日から開始した請願署名には、関係団体・個人をはじめ、全国津々浦々から絶大な御協力をいただき、目標とした100万人をはるかに上回る1,871,473筆の賛同署名が集まりました。私たちは、これを国民の声として国会に届けるべく、1月23日には国会内緊急集会と議員要請行動、1月30日には全国から2,500人が結集しての国民決起集会と国会請願デモにも取り組んできました。

残念ながら、2月3日に成立、10日に公布された、石綿健康被害救済法、大気汚染防止法等の関係四法改正法は、私たちの要望を実現するにはほど遠い、きわめて不十分な内容にとどまってしまう。しかし、これでアスベスト問題が終わったわけではありません。取り組まなければならない課題は山積みであり、新法・改正法の施行に伴う混乱やトラブルに対処する必要があります。私たちは、引き続き、すべての被害者に公正な補償、アスベスト対策基本法の制定を求めています。

4月28日(金) 午後には開催される第19回総会は、どなたでも参加できます(参加無料)。

※この日は、国際労働機関(ILO)の「仕事における安全と健康のための世界の日」、世界の労働組合やNPOの提唱する「ワーカーズ・メモリアル・デー」でもあり、世界各地で、アスベスト被害を根絶させるための様々な取り組みが予定されています。



石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03) 3636-3882 / FAX (03) 3636-3881
<http://park3.wakwak.com/~banjan/>

総特集/石綿健康被害救済新法成立

187万人の声無視した 「隙間」だらけの「救済」法

全被害者への正義実現は継続課題

国家安全センター/石綿対策全国連・事務局長 古谷杉郎 2

石綿対策全国連の集会要請書・アピール	16
100万人署名最終報告・御礼と今後の課題	18
石綿健康被害救済法(法律第4号)	23
衆参環境委員会における附帯決議	43
石綿健康被害救済法政令	45
石綿による健康被害の救済について(案)	
石綿対策全国連の意見及び回答	50

連載43—塩沢美代子

語りつぎたいこと

65

各地の便り

東京●「一橋大学レイバー・フォーラム」が発足	69
兵庫●クボタ石綿公害 謝罪と補償へ一歩前進	72
神奈川●新法成立待たずに時効不支給決定	73
神奈川●認定基準改正の結論出ても動かず	73
香川●石綿被害から県民を守る会を結成	74
大阪●短期過重負荷でも眼精疲労労災認定	76

187万人の声無視した 「隙間」だらけの「救済」法 全被害者への正義実現は継続課題

古谷杉郎

全国安全センター/石綿対策全国連絡会議・事務局長

論議回避のための「迅速」対応

政府は、1月20日（金）に開会された第164回通常国会の冒頭に、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」（閣法2号及び「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（閣法3号）」を提出した。

本紙は前号（1・2月号）で、伝えられていた両法案の内容に対する見解をまとめて公表したが、提出された法案の内容は伝えられていたものと基本的に変わりはなく、見解に変更を加える必要はないと考えているので、そちらも参照していただきたい。

昨年末から、衆参両院での首相の施政方針演説等とそれらに対する質疑後直ちに、これらアスベスト関連法案の衆議院環境委員会での審議を予算委員会での補正予算案審議と並行して行って最短時間で衆議院を通過させ、参議院での審議も同様にして、2月1日以前にも成立させたいという政府の意向が伝わってきた。

新年度を待たずに3月中に新たな救済制度の申請受け付けを開始—そのために補正予算案にも経費を計上—そのために特別委員会の設置も合同審査もなし、ともかく最短日程でというわけであるが、一体誰がこのような拙速を望んだのか。

「迅速」「スピード感をもって」と繰り返し語られてきたが、これは、患者・家族の実態を把握、その声を聴き、また、国会においても十分な審議を尽くすという、新たな制度創設に当然必要なプロセスを回避するため、議論を封じるためであり、さらにはアスベスト問題に早期に終止符を打ちたいがための方便であったと言わざるを得ない。

1.23 国会緊急集会

石綿対策全国連絡会議は、昨年10月22日の東京・有楽町マリオン前での該党署名を皮切りとした「アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める100万人請願署名」運動の集約時期を、当初1月30日に設定していた。しかし、政



1.23 100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国会緊急集会で主催者挨拶をする名取雄司医師(衆議院第二議員会館)

府のこの拙速な姿勢のため30日ではすでに衆議院を通過していることも考えられたため、急遽1月23日(月)午後1時に衆議院第二議員会館内において、「100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国会緊急集会」を開催した。

会場の定員が百名強ということもあって動員をセーブしてもらったにも関わらず、国会議員やマスコミ関係も含めて、250部用意した資料が足りなくなってしまった(16頁に集会で採択した要請書)。

集会冒頭、古谷杉郎事務局長が、この日までに請願署名が目標の100万人を突破して1,461,730筆に達したことを含めて経過報告、主催者を代表して名取雄司事務局次長(アスベストセンター代表)が挨拶した後、民主党:山下八洲夫参議院議員、日本共産党:吉井英勝衆議院議員、社民党:福島みずほ党首・参議院議員、働くもののいのちと健康を守る全国センター:岩田幸雄・副理事長の各氏から来賓としてのご挨拶をいただいた。

続いて、「患者・家族の訴え」として、患者と家族

の会関西の世話人で中皮腫で闘病中の中村寛實さん、尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺に暮らし弟を中皮腫で亡くした武澤泰さん、労災申請の2日後にアスベストによる肺がんを夫を亡くした東京土建呼吸器気疾患患者と家族の会の浅野初枝さんが発言。石綿対策全国連絡会議の代表委員のひとりでもある佐藤正明・全建総連書記長の閉会挨拶で、1時間強の集会を締めくくった。

100万人の声を国会に

集会後百数十名の参加者が数名ずつのグループに分かれて、衆参両院の予算、環境、厚生労働各委員会の全委員らの事務所をまわって、「国会審議にあたって、請願書名の趣旨の実現のためにご奮闘いただくとともに、今後数十年間にわたって取り組んでいかなければならないアスベスト問題の解決に向けた努力を継続していただくよう」要請行

動を行った。

この日、患者と家族の会のメンバーも数十人各地から上京して参加したが、集会が始まる前に、議員開館前で「アスベスト公害の対策を一過去・現在・未来における安全と補償を求める」と書いた横断幕を掲げて、一人ひとりが自らの体験と思いを訴えた。夫をアスベスト疾患で亡くした妻たちが多かったが、彼女たちのほとんどがマイクを握って話をするのは初めての体験。昨年夏のクボタ・ショック以来のアスベスト問題が大きな山場を迎えていると、誰もが感じたと思う。



1.23 国会議員開館前で遺族らがアピール

フランスに出張調査していた

衆議院では結局、1月27日(金)の本会議でアスベスト関連法案の趣旨説明と質疑が行われた後、環境委員会に付託された。

それに先立つ衆議院予算委員会での審議においてもアスベスト問題が取り上げられたが、26日(木)の予算委員会では松本剛明議員(民主党)の「これで終わりにするのではなく臨機に必要な見直しを」という質問に対して、小池百合子環境大臣は「見直しは5年後に行う」と言い切った。27日の環境委員会でもそのことを指摘されて、また2月3日の参議院環境委員会でも、「間違い」、「法律でも『5年以内』と明記している」と訂正したが、患者や家族、100万を超える署名の声も、国会審議に耳を傾ける気すら持っていない本音を吐露したのもだったろう。

実は環境省は昨年12月に、世界で唯一の前例となる補償制度をもつフランスに出張調査に向かっていた。その「出張報告書」によると、「フランスにおいては、石綿被害者への補償を行うため、2003年より石綿被害者補償基金(FIVA)において、給付業務が開始されている。この基金により、職業曝露による石綿被害者への補償が行われて

いるほか、特定の職人や稀ではあるが職業とは無関係に石綿に汚染された環境によって被害を受けた者も、補償の対象となっている」。

フランスのFIVA (<http://www.fiva.fr>)は、どこでアスベストに曝露したのかを問わずに、すべてのアスベスト被害者に同等の(差別をつけない)補償を行っているのである。社民党の阿部知子衆議院議員は、環境省からFIVAの「活動報告書 2004年6月~2005年5月」の仮訳を入手した。これによると2005年5月末現在で補償件数は合計14,222件で、内訳は、良性の疾病(胸膜斑・胸膜肥厚など)8,659件、石綿肺1,079件、肺がん1,789件、中皮腫1,563件、データなし841件。「申請のほぼ95%は職業曝露によるもの」、「4%については曝露に関するデータが収集されていない」とされている。

処理された案件の95.3%が給付を受け、却下は3%、申請取下が1.7%。被害者に対する平均給付額は、中皮腫の112,000ユーロから胸膜斑・胸膜肥厚の20,000ユーロまで。中皮腫の場合には自動的に障害率が100%とされ、肺がんの場合には手術後の障害率が100%未満となる事例があることもあって、平均給付額は中皮腫を下回っている。胸膜斑・胸膜肥厚の場合には、測定可能な障害がない場合でも適用される基本障害率5%が適用されて、そのような給付額になっている模様である。被害者が死亡した場合の遺族への給付については

また別の数字が示されていて、補償制度全体の仕組みを完全には理解できてはいないのだが、上記の数字は、被害者生存時の初年度の給付額を反映しているのではないと思われる（給付には一時金と年金がある）。

都合悪いのは参考にせず

補償の仕組みが大きく異なっているので簡単に比較はできないが、1ユーロ＝約140円だから、中皮腫の場合の平均給付額は約1,568万円、胸膜斑・胸膜肥厚の場合約280万円で、新法で提案された給付水準とはくらべものにならない高水準である。胸膜斑・胸膜肥厚の場合、わが国では、労災保険でも新法でも、病気ではない＝療養の必要なしで、給付は一切行われない。

阿部議員は、環境省自身のこの調査結果を知っていてもなお、工場の壁の内外で補償に格差を設けるなどという被害者の要望を受け入れられないのかと質したが、小池環境大臣の答弁は、「恐縮」と言いつつも「制度設計が違うという一言」だった。

27日の環境委員会で民主党の田島一成議員が指摘したとおり、「都合のいいことは参考にする、都合の悪いことは参考にしない、これが鉄則」なのだろう。

特別委員会の設置拒否

26日の予算委員会と27日の本会議・環境委員会には、多数の家族らが傍聴した。

27日の衆議院本会議では、小池環境大臣の趣旨説明の後、長浜博行（民主党）、高木美智代（公明党）両議員が質疑を行った。長浜議員は、次のように指摘している。

「これほどの歴史的かつ多岐にわたる社会問題に対して、本院において特別委員会の設置を拒否し、合同審査さえも行わないことに大きな驚きを禁じ得ません。環境委員会での短時間審議をさっさと済ませて、アスベスト議論に終止符を打とうとする

ならば、数々の公害問題の克服に取り組んできた先人の努力は水泡に帰すことになります。ノンアスベスト社会に向けた私たちの取り組みは、今始まったばかりなのであります。」

高木議員の質問では、「グローバルな被害拡大を防ぐ観点から、輸出に対する規制をかけるべきではないか」という点が注目されたが、安倍晋三官房長官の答弁は、「一義的には輸入国において必要な措置がとられるべきものと考えている」と突き放したものであった。

環境省幹部の無知

27日の衆議院環境委員会では、とかしきなおみ、篠田陽介（以上自民党）、岡本充功、田島一成、近藤昭一、村井宗明、吉田泉（以上民主党）、富田茂之（公明党）の各議員が質問に立った。

環境省の滝澤総合環境政策局環境保健部長は、初っぱなから「中皮腫は約8割ぐらいアスベスト由来だろうと言われている」と言って、無知をさらけ出している。クボタ・ショック以来、小池大臣はじめ環境省官僚がさかんに口にしてきたのだが、いくつかの専門家検討会でも再三、「中皮腫の大部分はアスベスト曝露によるもの、約8割が職業曝露によるものと言われている」と、認識を改めさせる教育的指摘がなされてきたにも関わらず、この時点でもまだこういう発言が出てくるのが信じ難い。

労災保険では原則として初診時に遡って保険給付がなされるのに対して、新法では認定は申請日に遡って効力を生ずるとされていることに関連した質問に対して、寺田達志審議官が、「私の知る限りにおいて、確定診断にさかのぼるという例（制度）は皆無でございまして、やはりその権利について申請をするという時点にまでさかのぼるという請求主義というのが我が国の通例であろうかと存じ上げております」と堂々と言い切ったときには、この人は労災補償制度のことを全く知らずに新たな救済制度を設計しているのだなと納得したものであった。

環境省は上にいくほど質が悪くなっていくというのが、国会審議を聞いての率直な感想である。

与党からも説得力に疑問

質疑を全て再現するのは不可能なので詳しくは会議録や審議映像のライブラリーを参照していただきたいが、公明党の富田茂之議員の次のような発言が、国会審議全体を通じた政府の答弁の内容と質をよく特徴づけていると思う。

「先ほど来、寺田審議官の方から、法的な責任はないんだという何度も何度もお話がありました。それはよくわかるんですが、今の表現は、私も法律家出身ですので、非常にわかりづらい、何が言いたいんだと。先ほど来、民主党の先生からもありましたけれども、とにかく責任は負っていないんだということをお願いのかというような御質問でしたが、先ほど来の説明、また諸外国の規制状況を見ますと、(わが国が)それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁が必要な対応をとってきたと本当に言い切れるのか。

法的な責任はあるとは言いません、私も一応与党ですから。ただ、(昭和)47年に発がん性がもうわかっていて、平成元年になって初めて規制する、そして、全面規制が、今までの説明だと18年度中に何とかしたいと。今の民主党の委員の質問に対して、18年度中に全面禁止でもないというような発言まで出てきてしまっている。こういうふうな時系列を見ると、国民の皆さんから見たら、やはりちょっと遅いんじゃないのというのが自然の感じだと思うんですけど、そこはどうですか」。

「次に、救済給付の水準についてお尋ねいたしますが、先ほど来、民主党の先生から何度も質問がありました。特に田島議員からかなり詳細な質問がありまして、よく検討されているなどというふうに後ろで聞いておりました。寺田さんが言われるように、補償法ではないとしても、救済法であるということを前提としても、やはり被害者救済の観点から見た場合、今回の法案はまだやはり不十分なんじゃないか。特に、被害者の皆さん、また被害者の御遺族の皆さんは、もうそう思っていると思うんですね。補償法とは違うんだというのは、それはもういいです。

被害者救済という観点から見たときに、この金額等で本当に十分だというふうに環境省は考えていますか」。

石綿健康被害の「特殊性」

環境省の議論は、まずアスベストによる健康被害の「特殊性」として、以下のような点を強調する。

- ① 曝露から30～40年という非常に長い潜伏期間を経て発症すること
- ② 現在確実な治療法がなく、一端発症した場合には、多くの方が1、2年で亡くられること
- ③ アスベストそのものがわが国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、どこでどのように曝露したか、個々の原因者(因果関係)を特定することが困難(不可能とも)なこと

石綿健康被害救済法案は、このような被害の「特殊性」を踏まえて

- ① 個別の因果関係、責任論に基づく「補償」ではなく
- ② 社会的・政治的決断としての「救済」であり
- ③ わが国における他の救済制度との均衡にも留意したもの(例えば、月額約10万円の療養手当については、「医薬品の副作用被害救済制度による療養手当に含まれるような入通院の実費的な要素、さらに原子爆弾被爆者援護制度における介護手当のような要素、それぞれに準拠して、入通院等の諸雑費プラス介護等に要する費用の一部を勘案した」と説明される。)

という説明をひたすら繰り返すのだった。

ここから、国の不作為や責任をかたくに否定することはもとより、現時点で因果関係が特定できないだけでなく、未来永劫に説明は不可能、そもそも究明しようという意志がないと受け取れる答弁が繰り返された。政治的に決断されたことだから、官僚としては仕方なく制度をこしらえたと受け取れる不遜な発言も少なからずあった。

そして、曝露の有無や状況がわかる事例についてもそれらの情報を認定・救済に活かすことなく、曝露の有無や状況を全く調査しないことを前提に



1.30 日比谷公会堂前で尼崎から参加した家族・支援者ら

した制度の設計と運用を考えているのである。

後日、中央環境審議会に設置された石綿健康被害救済小委員会の会合で、寺田審議官は、中皮腫・肺がん以外の指定疾病を定めない理由として、新法はもともと「アスベストが原因の疾病を全て（隙間なく）救済するものではなく、『特殊性』のある疾病だけを対象にする」のだと説明している。

こうした机上の作文の上に、もともと何の救済もなかったところに新たな制度をつくるのだから、不満な点はあってもつべこべ言わずに賛成しろ、というのが政府・環境省等の本音であったと言ってよいだろう。

「飛び降りる」決意は嘘だった

なお、この日の環境委員会で田島議員は、昨年11月26日に小池大臣が尼崎で患者・家族らと会見したときの発言も取り上げた。

田島議員 別れ際に小池大臣は、崖から飛びおりますからねと教えてくださいました、その言葉を信じたというお話でありました。これは、おっしゃったことは事実ですね。

小池大臣 その発言は、そこにいらした方がおっしゃって、崖から飛びおる気持ちでやっ

という御依頼は受けました。私の言葉ではございません。その言葉は別の、選挙の方で使っていたもので、失礼しました。

田島議員 崖から飛びおるつもりでやるという、その決意は変わらないですか。

小池大臣 ですから、私はその言葉は使っておりません。

「言った言わない」の問題なのではない。小池大臣が尼崎で患者・家族に会ったことは何だったのか？そこで示した決意

はどうなったのか？ということが問題なのである。田島議員もそのことを問題にしたのだった。

面会の模様は1・2月号86頁の中村實寛さんの報告のとおり。「崖から…」は古川和子さんが持ち出したもので、『大臣崖から飛び降りて風を起す覚悟で今日来ていらっしゃるらっしゃいますか？』と質問したら、これに対して大きく頷いて、小さい声ではありましたが、口の動きを見ていたら確かに『ハイ』と返事がありました。「さらに大臣は、記者会見後に古川、土井雅子さん（最初に声を上げた住民中皮腫患者のひとり）に歩み寄り、『古川さん、飛び降りますからね』と力強く言われました。」ということである。

「労災補償と同等の補償」という要望に対して、「できるだけ工夫する」と答えたことも含めて、入院中のパジャマ姿に上着を羽織って駆けつけた患者も含めて、その場にいた一同は皆、小池大臣の決意に大きな期待を寄せていた。

しかし、会談後の記者会見で、「大臣は工夫すると言ったそうですが」と尋ねられたのに対しては、「言っていない」と答えていたと言う。さらに会談から3日後の「第4回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」で公表された「石綿による健康被害の救済に関する法律案（仮称）大綱」の内容は、それまでに伝えられた内容と全く変わるところのないものだった。患者・家族の声はまだ何ひとつ反映されていない、と誰もが感じていた。



1.30 100万人署名達成! なくせアスベスト被害、国民決起集会で発言する中村寛寛さん(日比谷公会堂)

地に落ちた小池大臣の信用

尾辻秀久前厚生労働大臣が大阪で患者・家族と会った直後に、中皮腫患者に対する通院費原則全額支給の通達改正を指示し、また、時効問題の解決に奮闘したのと、きわめて対照的だった。

小池大臣は、国会審議で、「私も尼崎で直接患者・家族の皆さんにお会いし、話もうかがった」と、また、寺田審議官も『大臣にも尼崎に行っていた』と、何回もその事実だけは宣伝に使ったが、患者・家族の話を聞いてどうしたのか、その声をどこに反映したかについては一言も語られなかった。

小池大臣が患者・家族らと会ったのは、たんなるパフォーマンスに過ぎなかったのではないかと、そんな疑念を、田島議員とのやり取りは確信に変えた。この瞬間に、小池大臣の、そして環境省の信用は地に落ちたと言ってよい。

あとで31日の環境委員会で法案が通過したとき

に、笑顔を振りまきながら傍聴席にやって来た小池大臣に、古川さんが、「あなた飛び降りるって言ったでしょ」と詰め寄ると、「そんなこと言ってませんよ」と言い捨てて立ち去った。患者や家族に対する信義よりも、テレビ映り—パフォーマンス最優先の底の浅い政治家という印象を強く抱かせた。

1.30 国民決起集会に2,500人

土日ははさんで30日(月)は、午前・午後に予算委員会質疑で補正予算案採決の後、環境委員会質疑とアスベスト関連法案採決、そして本会議でそれらの採決が予定されていた。

そして午後1時から日比谷公会堂において、石綿対策全国連絡会議主催の「100万人署名達成! なくせアスベスト被害、国民決起集会」が開催された。この日も続々と各地から参加者が集まり、最終的には定員を大幅に上回る2,500人が結集した。

集会前から、全国から集まった患者・家族らは、



集会でも発言していただいた武澤泰さん(左)と荻野ゆりかさん(右)

プラカードに銘々の思いを書き、また、尼崎はじめ関西からのメンバーを中心に入口階段下で、「嘘はいけないよ 小池大臣、聞いて患者と家族の声」と書いた横断幕を持ってアピールを行った。会場ステージでは集会開始前に、23日の患者・家族の訴えや国会緊急集会の様態を写した今井明さんのビデオ上映後、東京土建有志によるバンド「アスベスト・バスターズ」の演奏が行われた。

集会は、富山洋子代表委員(日本消費者連盟代表運営委員)と伊藤彰信事務局次長(全港湾書記長)の司会により、佐藤正明代表委員(全建総連書記長)の開会挨拶で始まった。続いて来賓として、民主党：仙谷由人衆議院議員、日本共産党：吉井英勝衆議院議員、社民党：又市征治参議院議員(幹事長)、日本労働組合総連合会(連合)：古賀伸明事務局長、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議：中下裕子事務局長、東京弁護士会公害・環境特別委員会：牛島聡美委員長が挨拶。古谷杉郎事務局長が基調報告を行った。続いて、「患者・家族の訴え」が行われた。

患者・家族から怒りのアピール

斉藤文利さん(肺がん患者、中皮腫・アスベスト

疾患・患者と家族の会代表)は、「国が、アスベストの輸入、製品の製造や販売の中止などを実施していれば、現在のよ様なアスベストによる患者が少しでも救えたのではないかと訴えた。

中村実寛さん(中皮腫患者、患者と家族の会関西世話人)も、「尼崎のクボタ問題はアスベスト公害だ。アスベスト問題は日本政府の人災だ」と怒りを語った。さらに、「アスベスト新法の責任者である小池大臣が嘘の答弁をする。このような人にアスベスト新法を託して

いいのか」と声を荒らげた訴えた。

森繁信さん(びまん性胸膜肥厚患者、全建総連神奈川県説労働組合連合会相模原支部組合員)の奥さんは、長年建設現場で働いてきた夫が突然の病に倒れ、労災申請中であることを報告。「夫はいま、呼吸が困難で酸素ボンベを使って生活をしている。仕事ができずローンが残っているのに、年金は2か月で10万円。私のパート代は5万円しかない。建築職人などがきちんとむくわれる制度を作るまでがんばりたい」と発言。

武澤泰さん(尼崎・クボタ旧神崎工場周辺住民患者のご遺族)は、「昨年9月に48歳で世界した弟は、『まだ生きることができるのなら、いま何でもやりたい。無念だ』と言い残した。うなぎ職人として店を持つ夢は、何の予告もなく消えてしまった。弟の最後の無念という言葉をはらすことができるまで、闘い続ける決意です」と話した。

荻野ゆりかさん(尼崎・クボタ旧神崎工場周辺住民患者のご遺族)のお母さんは、クボタの近くに20年間暮らし一昨年48歳の若さで亡くなった。「アスベストによって利益を得た国と企業に訴えたい。憲法にも保障されているように国民の健康はなにも優先されるべきです。小池大臣の委員会での発言に大変な怒りを覚えます」と語った。

次に加藤麻衣さん(旧JR労働者被害者のご遺

族)から集会アピール(17頁参照)を提起していただいで満場の拍手で採択。最後に中島圭子代表委員(自治労労働局次長)の閉会挨拶で締めくくった。熱弁が続き、デモ出発の時間が迫り、押せ押せの進行になってしまったが何とか患者・家族からのアピールも全員していただくことができた。

集会終了後、参加者は8梯団に分かれて国会に向けてデモ行進。第1梯団は、前田・全建総連委員長、佐藤・同書記長、中島・自治労労働局次長、伊藤・全港湾書記長、中下裕子、牛島聡美両弁護士が先頭に立って横断幕を掲げ、全国各地の患者・家族が遺影やプラカードを持って続いた。

衆参両院各々の議員面会所には野党各党の国会議員が多数出迎えていただき、23日以降集まった353,988筆(これで合計1,815,718筆)の署名を託した。23日と30日を合わせ、請願署名の紹介議員になっていたいただいた方の数は150名を超えた。

ぎりぎりの修正案も拒否

患者・家族の有志らは、午後4時からの予定だった衆議院環境委員会の傍聴を希望していたが、予算委員会がBSE問題で再三審議中断。議員面会所でずっと待機していたが、同日中に開催の見込みがなくなった時点で散会。深夜になってから、翌31日午前10時から環境委員会が開催されるという連絡が入った。

1月31日(火)午前中の環境委員会では、高井美穂、長浜博行両議員(民主党)が質問に立った。質疑終局後、民主党・無所属クラブ提案による石綿健康被害救済法案に対する修正案が提出された。その内容は以下のとおりである。

① 療養手当の加算

療養手当の額について、請求に係る月の被認定者の病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときその他政令で定める特別な事情のあるときは、その月分の療養手当の額は、第16条第1項の額に政令で定める額を加えた額とするものとする。

② 就学の援護等の措置に係る規定の追加



1.30 請願デモ第一梯団先頭

国は、この法律の施行後速やかに、石綿による健康被害を受けた者の遺族の就学の援護その他石綿による健康被害を受けた者及びその遺族の援護を図るために必要な措置を講ずる旨の規定を追加するものとする。

③ 検討条項の見直し

政府は、必要な見直しを、この法律の施行後3年以内に行うものとする。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約3億円の見込みである。

ぎりぎりまで譲った最小限の修正要求と言ってよいと思う。この修正が受け入れられれば納得できる制度になるかと言えば、到底そうは言えない。それよりも、患者・家族の実態から出発することも、その声を聴くこともなく(小池大臣のパフォーマンスを除き)つくられた法案が、そうであっても与党絶対多数の体制のもとで絶対不変のものなのか、それとも変わり得るものなのかという事実を示すことが重要だったのである。

結果は、野党が民主党しかいない環境委員会と、与党の自公両党の反対によって修正案は否決された。ぎりぎり譲った修正案も受け入れなかったことで、民主党は原案に反対。自公両党の賛成で原案どおり可決した。

附帯決議に「因果関係の究明」

石綿健康被害救済法案に対する附帯決議は、自民党、民主党・無所属クラブ、公明党共同で提案



衆議院議員面会所



参議院議員面会所

され、全会一致で可決した。内容は、43頁掲載のとおりであるが、最も注目されるのは、政府答弁では意思のかけらも示されなかった、「因果関係の解明に努め(る)」という文言が、最後の項に盛り込まれたことであろう。

四法改正法案については全会一致で、原案どおり可決。同様に附帯決議が付された(内容は43頁参照)。

アスベスト関連法案は補正予算案等とともに、同日午後1時からの衆議院本会議にまわされた。田島一成議員(民主党)が、石綿健康被害救済法案に対する反対討論を行い、加藤勝信議員(自民党)が賛成討論。石綿健康被害救済法案は、自民、公明の賛成、民主、共産、社民、国民の反対で、可決。四法改正法案は、自民、民主、公明、共産の賛成、社民、国民の反対で、可決し、両法案とも参議院に送られることになった。

石綿対策全国連絡会議は、野党の石綿健康被害救済法案に反対した姿勢を支持している。

参議院でも可決・成立

舞台を参議院に移して、参議院環境委員会でのアスベスト関連法案の質疑は2月3日(金)に行われた。午前9時から午後2時半までの長丁場だが、たった一日限りの審議である。関口昌一(自民党)、岡崎トミ子、足立信也(民主党)、鰐淵洋子、加藤修一(公明党)、小池晃(共産党)、荒井広幸(新党日本)の各議員が質問に立った。

質疑終局の後、石綿健康被害救済法案に対して、民主党・新緑風会から衆議院環境委員会に提出したのと同じ修正案が、また共産党から、以下の内容の修正案が提出された。

- ① 指定疾病として中皮腫、肺がんに加えて、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水を明記すること。
- ② 綿健康被害救済基金への地方自治体の拠出をなくすこと。
- ③ 石綿健康被害救済基金への中小零細事業者の拠出を軽減すること。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約18億5千万円の見込みである。

結果は、民主党・新緑風会の修正案には民主、共産のみ、共産党の修正案には共産のみ少数の賛成で否決され、原案がそのまま自民、公明、新党日本の賛成、民主、共産の反対で可決された。四法改正法案は全会一致で、原案どおり可決。

続いて、両法案に対する附帯決議案が、自民党、民主党・新緑風会、公明党、国民新党・新党日本の会の各派共同で提案され、全会一致で可決された。内容は、44頁掲載のとおりである。以下の項目は、参議院で新たに加えられたものである。

「政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的アプローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。」

30分おいて午後3時から、参議院本会議が開かれた。岡崎トミ子(民主党)が、石綿健康被害

済法案に対する反対討論を行った後、石綿健康被害救済法案は、自民、公明、国民の賛成、民主、共産、社民、国民の反対で、可決。四法改正法案は、自民、民主、公明、共産、国民の賛成、社民の反対で、可決し、両法案ともここに成立した。

2月10日、石綿健康被害救済法は平成18年法律第4号(23頁参照)として、四法改正法は法律第5号として、各々公布された。

労災認定基準の改正

新法の施行準備は、国会審議と並行して進められた。厚生労働省と環境省が合同で昨年11月16日に参集した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」は、2月2日に最終第一第5回会合を開催し、2月7日に「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」が提出されたことになっている。

これを受けて厚生労働省は2月9日付けで、基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」を发出して、ただちに労災認定基準を改正した。これはすでに実施されている。

パブリックコメントに66項目の意見

一方で環境省は2月10日、厚生労働省は2月11日に、同文の「石綿による健康被害の救済について(案)」(50頁参照)を示して、「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集(パブリックコメント)」を実施した。「御意見は、環境省又は厚生労働省のいずれかに御提出いただければ、両省で共有いたしますので、同じ御意見を両省に御提出いただく必要はございません」とされた。

石綿健康被害救済法はすでに成立・公布されているのだから、法律の内容に関する意見募集ではなく、政省令や認定・運用の基準等に関する意見を求めているものとも考えられたが、示された「案」は、それらの内容がきちんと明らかにされたものではなかった。

締切日の2月20日に、石綿対策全国連絡会議は66項目に及ぶ「意見」(50頁参照)を提出した。これを読んでいただければ、新法の問題点の主な点はわかりいただけると思う。

同時に、「『すべてのアスベスト被害者に対する公正な補償、アスベスト対策基本法の制定を求める請願署名』への御協力に対する御礼及び今後の取り組みに対する御理解・ご協力をお願い」(18頁参照)を発表した。署名は、最終的に「1,871,473筆」に達した。

新法の指定疾病・認定基準

2月9日に環境省は、「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判断に関する考え方について」、中央環境審議会に諮問。翌10日に開催された同審議会環境保健部会において、これについて調査審議を行うために、同部会に「石綿健康被害救済小委員会」を設置することを決定した。石綿健康被害救済小委員会は、2月24日と3月1日の2回の審議で、その検討結果をまとめた。これは翌3月2日に開催された環境保健部会に報告・了承され、さらに翌3月3日、中央環境審議会から環境大臣に対して「答申」が行われるという慌ただしさだった。

これは、新法の救済給付(労災補償の対象とならない住民被害者、家族曝露の被害者、自営業者の一部が対象)の指定疾病の範囲と認定基準に関するものである。新法の救済給付の指定疾病には、法で定められた中皮腫、肺がん以外には政令で何も定めないという環境省の方針を追認した。

新法の特別遺族給付金(時効により労災保険の遺族補償給付受給権が消滅した者が対象)の方は、対象疾病については新法+政令(施行令)+労働省令で特定されることになっているが、いずれにしろ労災認定基準に合わせて、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の全てを対象とすることが予定されていたし、認定基準は労災認定基準を準用するものと見込まれてもいた。

したがって、労災認定基準の改正も含めて、諸



「悪法」との批判にどう応えるのか？

制度における対象疾病と認定の考え方は、これで一応出そろったことになる。

なお、パブリックコメントにおいて出された意見のうち、「指定疾病及び認定基準関係のもの」のみについては、一覧表にして、中央環境審議会の環境保健部会及び石綿健康被害救済小委員会に示されている。

新法関係の政省令の公布

パブリックコメントにおいて出された意見のうち、「指定疾病及び認定基準関係のもの」以外については、この審議会・検討会等でも検討された形跡はないし、本稿執筆時点で、提出された意見に対する回答は、環境省からも厚生労働省からも示されていない。

しかし、政府は3月7日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」について閣議決定している。両政令は、

各々平成18年政令第36号及び第37号として、3月10日に公布された（45頁参照）。石綿健康被害救済法の施行期日は3月27日と正式に決定され、同法附則第2条で、「認定の申請を受けようとする者は、施行日の1週間前の日から…申請を行うことができる」と規定されていることから、申請受付開始3月20日も確定した。

続いて環境省は3月10日、「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第3号）、「環境省組織規則の一部を改正する省令」（同前第4号）、「地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令」（同前第5号）、「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令」（同前第6号）を公布した。

詳しい解説等は省くが、「隙間」だらけの救済制度にもかかわらず、「支給しない」一調整の方に関しては「隙間なく」整備されているように見受けられる。「同一の事由について支給」されるのではないと説明してきた、新法の療養手当と労災保険の休業補償までも「調整」とするのである。他の法令による給付を受けた場合や加害企業等から損害賠償を受けた場合には、環境再生保全機構にその額を届け出なければならぬとされている。同機構が最近そのホームページに掲載した解説には、「届出が遅れますと、既に給付された療養手当等を後日返還していただく場合があります」としている。

3.20 受付開始に向けた準備

厚生労働省は、政省令の公布を待たずに、「石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されました」というパンフレットを作成、都道府県労働基準局に配布を開始した（筆者が現物を見たのは3月4日だが、政省令事項に係る内容は全て「予定」と付記されている）。「このパンフレットは、死亡された労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族年金及び特別遺族一時金に着いてまとめたものです」とされ、「支給請求の受付は3月

20日)から開始されます(予定)」、「さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください」とされている。

また、「労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931〈3/6開通〉)までお問い合わせください」ともされていた。たしかにこのフリーダイヤル開通予定の3月6日に、環境省のホームページの関係部分はリニューアルされ、トップページには「【アスベスト対策】救済の申請受付が3月20日より始まります」と記載された。「申請開始は3月20日です。一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、当面は、独立行政法人環境再生保全機構(フリーダイヤル 0120-389-931)、又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続を行ってください」とされている。3月9日には、ポスターとチラシも掲載された。

3月10日の関係環境省令の公表にあたっては、「申請書等の様式や申請の手引き等は、遅くとも3月13日(月)には環境再生保全機構ホームページ(<http://www.erca.go.jp>)等に掲載いたします」とされた。11日にはアスベストサイトが開設されて、「救済給付の概要」の解説や「各種様式(雛型)」の提供が開始された。

3月13日付けで、「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集(パブリックコメント)の結果及び意見に対する考え方」が公表され(石綿全国連転出意見に対する回答を50頁以下に掲載)、17日には厚生労働省令が示される予定である。

なお、全国保健所長会の2月28日の第3回理事会報告速報によると、環境省が「保健所と機構の契約は3月中に締結するのは難しいが、『みなし』等の形で保健所が受け付けられるよう検討している。問い合わせがあった場合は、機構または環境事務所が申請の窓口となる旨を回答してよいが、申請書類等は配布してほしい」と説明・要請している。

再び、ホットライン実施

石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族への大切なお知らせです。

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されます。

労災保険法等で補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方のご遺族に対して、

医療費等の救済給付が支給されます。

他の保険等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は最寄りの都道府県労働局にご相談のうえ、申請等の手続を行ってください。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所
 環境省ホームページ <http://www.erca.go.jp/>
 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ <http://www.erca.go.jp/>
 フリーダイヤル ☎0120-389-931
 環境省地方環境事務所所在地 <http://www.erca.go.jp/region/>



申請書や請求書の受付は平成18年3月20日から始まります。

まずは、早めにご相談を

石綿(アスベスト)を取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受けられる権利が消滅した方に対して、

特別遺族給付金が支給されます。

労災法の改正等に関する関係の法律、関係の労働基準監督署にご相談のうえ、請求手続を行ってください。

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署
 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
 都道府県労働局所在地 <http://www.mhlw.go.jp/houn/n/roudou/da/kyou/pre/01.html>
 全国労働局長官事務所 <http://www.mhlw.go.jp/houn/n/roudou/da/kyou/pre/01.html>



環境省 厚生労働省

議論を封じるために、補正予算に組み込み、3月中の申請・請求の受付開始を決めたことのツケは、制度運用に必要な細目がなかなか示されず、周知されないというかたちでも現われている。

「隙間」と「不公正」だらけの不十分な制度に、さらに縦割り官僚行政の弊害も加わって、様々なトラブルが噴出することが予想され、アスベスト被害者・家族の公正な補償を受ける権利が侵害される懸念をぬぐい去ることはできない。

全国安全センターでは、昨年12月19～20日の2日間実施した全国一斉「なくそう!アスベスト被害ホットライン」には、全国から494件の相談が寄せられたところであるが(1・2月号81頁参照)、再度、全国一斉「アスベスト健康被害ホットライン」を実施することを決定した。

3月20～22日の3日間、21日の春分の日の日も含めて、フリーダイヤル(0120-631202)で全国どこからでも最寄りの地域安全センターの相談窓口につながり、労災相談の経験豊かな相談スタッフが対応する。必要に応じて、医師、弁護士等のご紹介

も可能。もちろん、プライバシーは絶対厳守。

予想される相談の内容のいくつかを、以下に掲げておく。

- ・ **アスベストによる健康被害はすべて新たな救済制度の対象になるのですか？** → ①労災補償制度（労災保険の他、地方公務員災害補償基金や船員保険等もあります）、②新法の救済給付（労災補償の対象とならない住民被害者、家族曝露の被害者、自営業者の一部が対象）、③新法の特別遺族給付金（時効により労災保険の遺族補償給付受給権が消滅した方）、④上記いずれの対象にもならない場合（しかし加害者に損害賠償請求が可能な場合はありえますし、新たな制度的対応が必要な事例があることを具体的に示すことも重要）があります。
- ・ **自営業者はすべて新たな救済制度の対象になるのですか？** → 過去、①労働者であった期間、②自営業者として労災保険に特別加入していた期間、③労災未加入の自営業者期間、の3つをもっている可能性があります。①②の期間中のアスベスト曝露が主な原因（単に期間の長さだけではありません）である場合には労災補償の対象になります。それ以外が新たな救済制度です。発症時に無職だったとしても、過去に①②の期間がある方も同様です。
- ・ **どの制度の対象になるかは（財）環境再生保全機構や労働基準監督署で調べてくれるのですか？** → 新法の救済給付の申請・請求は（財）環境再生保全機構等、労災保険給付と新法の特別遺族給付金の請求は労働基準監督署が窓口になりますが、相互の連携は当てになりそうありません。申請・請求を行う被害者や家族の選択の責任ということにされそうです。私たちは、「労災補償を受けられる人が新法の救済給付のみで泣き寝入りさせられることがないようにする制度的対応」を求めてきました。窓口での応答は記録しておいてください。
- ・ **ふたつの制度に同時に申請・請求を行うこ**

とはできますか？ → できます。労災補償制度は時効期間内に請求手続きを行えば基本的に初診日に遡って給付を受けることができますが、新法の救済給付は「申請のあった日」からしか効力が生じません。労災補償の手続きをしたものの、数か月以上も経ってから労災補償を受けられないことが決定される場合などもありうることから、労災補償と新法の救済給付の申請・請求手続きを同時に行っておいた方がよい場合も考えられます。

- ・ **いつ手続きをするのがよいのでしょうか？** → 新法の特別遺族給付金（時効により労災保険の遺族補償給付受給権が消滅した方が対象）の「年金は、請求のあった日の属する翌月分から支給されます。請求を行う場合は、早めに手続きを行ってください」とされ、救済給付は、「申請のあった日から給付されますので、早急に申請することをお勧めします」とされています。
- ・ **申請・請求手続きを行ったところ、「添付書類がそろっていないので受理できない」と言われてしまったのですが？** → 申請・請求日がいつになるかは重要ですので、不備があっても受理させ（受理印を押させ）、おって足りない書類等を補うこととさせる必要があります。3月20日から受付を開始するものの、添付する戸籍抄本は3月27日以降の日付で証明されたものの提出を要求されていることなどから、混乱も予想されます。窓口での応答は記録しておいてください。
- ・ **アスベストが原因で死亡したと思われるのですが、死亡診断書は残っておらず、医療機関でもカルテ等が保存されていないと言われてしまったのですが？** → 死亡者の死亡時の本籍地を管轄する法務局に請求して、「死亡診断書の写し」（死亡届の記載事項証明書）の交付を受けることが可能です。私たちは、石綿健康被害救済新法の申請・請求手続きに必要な場合に、容易に法務局から交付が受けられる体制を整備しておくよう求めています。トラブルも予想されます。窓口での応答は記録しておいてください。



1.23 国会緊急集会要請書

2006年1月23日

100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国会緊急集会参加者一同

石綿対策全国連絡会議は労働組合や市民団体、アスベスト問題に関心を寄せる専門家や個人のネットワークとして、1987年に設立されて以来、アスベスト被害者とその家族、労働者や市民の相談に応じ、その取り組みを支援するとともに、「アスベスト規制法」の制定を呼びかけ、また、関係省庁や業界団体等に対する継続的働きかけや「2004年世界アスベスト東京会議(GAC)」開催を支えるなど、様々な取り組みを展開してきました。

クボタ・ショックから半年余り、国民は、アスベストの恐ろしさに不安を抱きつつ、すべてのアスベスト被害者に正義が実現されるか、また今度こそ「ノンアスベスト社会」に向けた道筋を確立できるか、見守ってきました。

私たちが10月22日から呼びかけた下記の請願署名に対して、日本全国津々浦々の地域・職場で、患者・家族の皆さんをはじめ様々な個人・団体がこの呼びかけに応じてくださり、本日まで、わずか3か月という短期間のうちに「1,461,730」筆の署名が集まりました(1月23日時点の中間集約数)。これは、まさに「国民の声」といべきです。

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること。
3. アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害に関わる労災補償について

は、時効を適用しないこと。

5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

政府は今通常国会に、被害者救済新法案及び大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法の四法一括改正法案、その他の「総合対策」に係るものも含めた平成17年度補正予算案を提出しました。

それらの内容は、残念ながら、すべての被害者に対する公正な補償にも、真の総合的対策の確立にもほど遠いと言わざるを得ません。アスベストの誤った産業利用なしには起こり得なかった被害者はすべて、「隙間なく公正に」救済されなければなりません。通院や子供の就学、被害者の死亡後の遺族の生活補償等の問題に関する対応も不可欠です。「時効」や「低額年金」等の労災補償制度の問題点も解決されなければなりません。

アスベスト曝露者の健康管理や治療方法・体制の確立、最終的には健康被害の根絶、また、私たちの身のまわりに残された既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等、安全な無害化処理等々、戦略を立てて取り組まなければならない課題が山積みです。現時点で最善の体系を構築するとともに、その有効性の検証及び不断の改善に努めなければならず、そのためにも「アスベスト対策基本法」の

制定が不可欠であると考えています。

国会審議にあたって、請願書名の趣旨の実現のためにご奮闘いただくともに、今後数十年間にわ

たって取り組んでいかなければならないアスベスト問題の解決に向けた努力を継続していただくよう、要請する次第です。



1.30 国会決起集会アピール

2006年1月30日
100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国民決起集会参加者一同

アスベスト被害が工場の中だけでなく外にまで広がっていることが明らかになったクボタ・ショックから半年余り、国民は、アスベストの恐ろしさに不安を募らせながら、すべてのアスベスト被害者に正義が実現されるかどうか、また今度こそ「ノンアスベスト社会」の実現に向けた道筋を確立できるかどうか、を見守ってきました。

石綿対策全国連絡会議が呼びかけた請願署名に対しては、日本全国津々浦々の地域・職場で、患者・家族の皆さんをはじめ様々な個人・団体が応えてくださり、わずか3か月という短期間のうちに目標の100万人をはるかに上回る署名が集まりました。

私たちは、まさに「国民の声」として、署名の請願事項として掲げた以下のことを要求します。

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること。
3. アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。

5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

政府は、昨年末に「アスベスト問題に係る総合対策」をまとめ、今通常国会に、被害者救済新法案ほかを提出しました。残念ながら、それらの内容は、すべての被害者に対する公正な補償にも、真の総合的対策の確立にもほど遠いと言わざるを得ません。本日、衆議院においてアスベスト関連法案の採決が行われる予定です。参議院での採決も数日のうちに行われるでしょう。私たちの請願の趣旨の実現に一步でも近づくような修正が行われることを、最後まで強く望みます。

しかし、今国会の結果如何に関わらず、アスベスト問題が今後数十年間にわたって取り組んでいかなければならない国民的課題であることに変わりはありません。そのことも踏まえて、アスベスト被害者の補償・救済をはじめとした諸対策の効果及び妥当性を検証しながら、よりよいものにしていくための努力を継続していかなければなりません。政府においては、省庁間の縦割り行政の弊害を克服す

るため、内閣府のもとに「アスベスト対策会議」を設置するとともに、アスベスト被害者とその家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置すべきです。

ここでアスベスト問題を終わらせてしまってはなりません。一昨年、「2004年世界アスベスト東京会議」

(GAC2004)で世界中から集まった参加者とともに誓い合ったことを思い起こしてください。

「未来のためにも行動することによって、私たちは変化を起こすことができるし、変化を起こさなければならず、そして変化を起こしていくと決意します。」



100万人署名最終報告・御礼

2006年1月20日 石綿対策全国連絡会議

私たちは、昨夏一いわゆるクボタ・ショック以来、誰もがアスベストの恐ろしさに不安を募らせるなかで、10月22日から、「アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める請願署名」を開始しました。これには、日本全国津々浦々の職場・地域で、患者・家族の皆さんをはじめ様々な個人・団体が熱心に応えてくださり、わずか3か月余という短期間のうちに目標の100万人をはるかに上回る署名が集まりました。

この署名は、2006年1月23日の「100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国会緊急集会(第二議員会館)」(1,461,730筆)および1月30日の「100万人署名達成!なくせアスベスト被害、国民決起集会(日比谷公会堂)・請願デモ」(353,988筆)を通じて、多数の国会議員の方々に紹介議員になっていただき衆参両院議長に提出、その後到着分(55,755筆)を含めて最終的に「**1,871,473筆**」に達したことを、まず御報告させていただきます。

1月20日に政府が第164回通常国会に提出した、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」及び「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法を含めた四法一括改正案)」は、残念ながら署名に賛同し

ていただいた約187万人の「国民の声」を実現するにはほど遠いものと言わざるを得ませんでした。私たちは、国会における審議に「国民の声」が反映され、請願署名の趣旨の実現に一步でも近づくような修正が行われることを強く望みましたが、政府は一切の修正要求を受け入れることなく、原案のまま2月3日に法案は成立しました。

しかし、これらの法律のみで山積みの課題を解決することは到底できず、アスベスト問題が、今後数十年間にわたって取り組んでいかなければならない国民的課題であることに変わりはありません。

政府は、健康被害救済新法について3月末にも施行、その1週間前から救済給付の支給に係る認定の申請を受け付けるとしていますが、労災補償制度も含めたアスベスト健康被害補償・救済諸制度総体の制度・体制の不備から様々な混乱やトラブルが続出することが予想されます。私たちは、被害者や家族の相談等に応じその権利や生活を守るために全力を注ぐとともに、早期の見直しを求めていく所存です。

また、健康被害対策以外の諸施策も含めたアスベスト対策全体について、衆参両院環境委員会で全会一致で付された附帯決議に掲げられた諸措置の実施状況も含めて、その効果及び妥当性も検

証しながら、引き続き「アスベスト対策基本法」の制定を求める運動を継続していきます。

請願署名の紹介議員になっていただき、また署名の趣旨の実現のためにご尽力いただいた国会議員の皆様方、そして、署名にご協力をいただいたすべての団体・個人の皆様方に心から御礼申し上げますとともに、今後とも私たちの取り組みに御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以下に、署名の6項目の請願事項として示した課題に照らして、成立した法律、その他伝えられている政府の対応方針の問題点をあらためて整理しおきます（便宜上請願事項の順序を変えてあります）。

【課題①】 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。

私たちが、「労災補償が適用されないすべてのアスベスト被害者に、労災補償に準じた補償」を提案しているのは、「隙間なく公正な救済」が実現されなければならないという観点からです。残念ながら、成立した被害者救済新法の内容は、労災補償の内容と比較すると、別掲（★22頁参照）の比較表に示したように、「隙間」（◆で示した点）や「不正さ」（▼で示した点）を多々残した、きわめて不十分な内容であると言わざるを得ません。

政府は、「個々の健康被害の因果関係を特定することが困難という石綿被害の特殊性に鑑みて、民事上の賠償責任に基づく補償制度ではなく、社会保障的な考え方に基づく見舞金の性格の給付を行う制度。救済の程度は、他の制度とのバランスも考慮した」と説明しています。

国や企業の不作為、責任を直視することなしに制度を構築していることが問題の根源であることは明らかですが、国会での答弁を聞いている限り、現時点においてだけでなく将来にわたっても「因果関係の解明は困難」—解明していく意思がないという政府の姿勢が強く疑われました。衆参両院環境委員会各々の附帯決議において、「情報収集と

因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うものとする」とされた点を、早急かつ確実に履行させる必要があります。

また、新たな救済制度と労災補償制度は、一体となって「隙間なく」すべてのアスベスト被害を補償・救済しなければならないのにも関わらず、各々の制度間の連携を担保する仕組みを欠いていることも大きな問題です。国会審議では、どちらの制度に申請するか選択をした被害者・遺族の責任であるから、不利益を被る心配をするならば両方の制度に申請すればよい、といった答弁がなされているのです。

労災補償を受けられる可能性があるにも関わらず、その事実も知らされずに、きわめて低水準・内容の新たな救済給付で「泣き寝入り」させられることになるとしたら、これは「構造的な労災隠しの体系」になるということを警告しておきたいと思います。

いずれにせよ、因果関係解明の努力を含めて、新たな救済制度と労災補償制度総体の施行状況を検証・評価し、必要な見直しを行っていくための体制を、患者・家族、労働者、市民の代表等の参加を確保したうえで構築する必要があります。

【課題②】 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

石綿健康被害救済新法では、「①中皮腫、②気管支又は肺の悪性新生物（＝肺がん）③その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの」を救済の対象とされていますが、中皮腫・肺がん以外のアスベスト関連疾患については「これまで職業性曝露での発症しか知られていないこと」等を理由に、「現時点では」政令では定めないこととされています。

新法の救済対象には、労災保険に特別加入していない自営業者等も含まれており、そのなかには「職業性曝露」をした（する）者がいることが確実

であるにもかかわらず、あらかじめ救済の対象から排除するという姿勢からも、政府のいう「隙間ない救済」には偽りがあると言わざるを得ません。

労災補償の方の対象疾病のリスト(労働基準法施行規則別表第1の2)では、「その他業務に起因することの明らかな疾病」というかたちの「包括的救済規定」を置いており、労災認定基準のなかで良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚をこの規定に該当する業務上疾病として取り扱うことを明示するとともに、さらに他の疾病であっても同規定に基づいて救済する余地を確保しています。石綿健康被害救済新法の政令においても、「その他石綿曝露に起因することの明らかな疾病」という「包括的救済規定」を置くべきです。

肺がんの認定に関しては、新たな救済制度の認定基準が、労災認定基準と比べても厳しく、救済の実績がきわめて限定的なものになってしまうことが予想されます。この原因は、新たな救済制度の実施機関(環境再生保全機構等)が、被害者の石綿曝露の有無や状況を調査し、また、医師・医療機関に対してそれらの情報や石綿曝露に係る所見の問い合わせ等を行う意志がないことを前提にした基準づくりとなっているからです(国会答弁では、「被害者に追加検査等の負担をかけないですむ認定基準」と言っていました。実際には、「救済実施機関や医師・医療機関に負担をかけないですむ=現状を変革しないですませる認定基準」なのです)。

このような姿勢も「因果関係の解明」を疎外する要因のひとつであり、対象疾病の拡大、認定基準自体及びその運用の改善、さらにはアスベスト関連疾患の適切な診断・治療等の体制の促進を引き続き求めていきます。

【課題③】 アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。

被害者救済新法は、「労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置」を実施することとされていますが、別掲の比較表にみるように、真正面から労災時効問題を解決する内容とは

なっていないばかりか、特別遺族年金の額(遺族の人数に応じて240万円(1人)~330万円(4人以上))を下回る、きわめて低額の労災年金しか受給できていない被害労働者の遺族が放置されているという、現行労災補償制度の不備をもあぶり出す結果となっています。

また、新法の見直し時期が「施行後5年以内」とされているにも関わらず、この時効救済措置に係る給付(法施行前死亡事例に係る特別遺族甲意金等も同様)の請求は「施行日から3年を経過したときは、することができない」とされています。附帯決議の趣旨に乗っ取って、3年以内に見直しをさせていく必要があります。

【課題④】 アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。

アスベストに曝露した者に対する健康管理制度を確立することは、発生してしまった被害者の補償・救済に劣らず重要な課題ですが、新たな法的対応は一切なされていません。

2005年12月27日の第5回関係閣僚会合でまとめられた「アスベスト問題に係る総合対策」では、「調査研究の結果を踏まえ、アスベスト取扱作業に対する健康管理手帳[労働安全衛生法に基づく制度]の交付要件等の見直しを行う。また、船員であった者に対する健康管理制度(2005年12月15日より手帳の交付申請の受付開始)を実施する」とされています。

労働者の健康管理手帳制度を実効性のあるものとするためには、私たちが提言してきたように、①交付対象者を3か月以上の石綿曝露作業従事者に拡大、②「常時従事」要件を撤廃するとともに、③本人の申請によらず事業者の責任で交付手続をするようにし、④過去の離・退職者についても遡及適用すること。また、⑤手帳所持者が無料で健診を受けることのできる医療機関を全ての医療機関に拡大すること等が必要です。

「アスベスト問題に係る総合対策」ではまた、「『石綿に関する健康管理等専門家会議』において検討し、その結果を活用して、一般住民等の健康管

理の促進を図る」ともしています。しかし、同専門家会議の報告書は、「中皮腫登録のあり方の検討の必要性」を提起していることは注目されるものの、労働者の場合の健康管理手帳制度のような、「一般住民等の健康管理体制の確立」に関する具体的提言はなされていません。

労働者と同様の職業曝露の可能性のある自営業者や、学校等における吹き付けアスベスト等に曝露した可能性のある児童・生徒・学生等の健康管理対策の考え方・あり方等については、検討すらされていない模様です。

このような対策の「隙間」を解消する努力も、引き続き求められています。

【課題⑤】 アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。

私たちは、2005年末の「アスベスト問題に係る総合対策」で「2006年度中に全面禁止」が公約されたことを歓迎していましたが、2006年1月18日に発表された「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」は、「2006年度中にポジティブリスト化（7つの例外製品を除き原則禁止）」だけを提言したものでした。

国会審議においても、「完全な（例外なき）全面禁止」の時期は「『できるだけ早期に』以上のことは言えない」という政府答弁でした。EUその他諸国の「全面禁止」にも例外はあり、「ポジティブ・リスト化は実質的な全面禁止」だと居直っていますが、これは公約を反古にするものであると言わざるを得ません。

一刻も早く「完全な（例外なき）全面禁止」を実現すべきです。

【課題⑥】 アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄等を含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。

通常国会で成立した「石綿による健康等に係る

被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法の関係四法を一括して、いずれも部分的に改正しただけのもので、総合的対策を一元的に推進する体制の確立にはほど遠いものです。

これまでのわが国のアスベスト対策に関しては、数多くの省庁や法令が関与していながらも、①それらの間で「整合性」や「連携」を欠き、また②「隙間」も多く、さらに③規制等の周知・遵守の徹底、執行体制上の問題も多い、ことなどが指摘されてきました。しかし、最大の弱点は、何といてもアスベスト対策に係る国としての「戦略」の不在でしょう。

成立した関係四法一括改正案をはじめとした政府の「総合対策」に決定的に欠いているのもこの点であり、また、「アスベスト対策基本法」を制定することの最大の眼目も、国としての戦略目標と具体的な方針・体制等を確立することにあると考えています。

私たちは、「アスベスト対策基本法」の制定を求める運動を継続すると同時に、政府においては、省庁間の縦割り行政の弊害を克服するため、内閣府のもとに「アスベスト対策会議」を設置するとともに、アスベスト被害者とその家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置するよう働きかけていきます。

【参考】 この間の石綿対策全国連の主な動き

- 7月 6日 （社）日本石綿協会に要請書（8月29日回答、9月14日意見交換）
 - 7月26日 「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」発表
 - 8月24日 総選挙にあたり政党に対する公開質問状（9月1日回答公表）
 - 9月15日 「アスベスト新法に対する緊急の意見表明」発表
 - 10月22日 100万人署名開始
 - 1月23日 国会緊急集会（第二議員会館）
 - 1月30日 国民決起集会（日比谷公会堂）・デモ
- ※提言等はウェブサイト (<http://park3.wakwak.com/~banjan/>) に掲載。



労災補償と新法による救済の比較

配偶者と子供一人(被扶養者2人)・賞与除く年収500万円世帯の場合

	労災補償	新法による救済救済		労災時効事例の救済		認定基準 関連
		右以外	法施行前 死亡事例	死亡事例	生存 事例	
財源	労災保険料	石綿健康被害救済基金(政府交付金、 地方公共団体・一般・特別拠出金)		労災保険料		【救済 なし】
実施機関等	政府 労働基準監督署	(独)環境再生保全機構		厚生労働大臣 労働基準監督署		
想定件数	新法救済の想定が石綿被害者全体の50%なので同じく最大年1,500件程度(労災側の想定ではない)	最大年1,500件程度(約90億円)	最大1万件弱(約300億円)	年約2,800件×3年(労災側の想定)	?	? (さほど多くない)
適用期間等	基本的に初診日に遡って適用、「認定の有効期間」の定めなし	▼申請日からの適用、認定の有効期間5年(治る見込みなければ更新可能)	【施行後3年間の時限措置】	【施行後3年間の時限措置】	【救済なし】	◆改訂された新労災認定基準による認定されるに よれば認定されるにもかわらず、過去に旧労災認定基準に基づいて不支給と処分を受けた事例の救済については何もふれられていない
対象疾病	中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、その他石綿曝露業務に起因することの明らかな疾病	▼指定疾病=①中皮腫、②肺がん、③その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって「政令で定めるもの」(定めなし)	▼指定疾病(左欄①~③)、④その他厚生労働省令で定める疾病		—	
医療費	全額補償	▼自己負担分(時効2年)	◆なし	◆時効分の救済なし		
通院費	原則実費全額補償	◆なし	◆なし	◆時効分の救済なし		
休業補償	月額約33万円(平均賃金の80%)	▼療養手当として一律月額約103,870円	◆なし	◆時効分の救済なし		
葬祭料	約82万円(平均賃金の30日分+31.5万円または60日分)	▼一律199,000円(時効2年=労災の場合と同じ)	▼一律199,000円	◆なし	—	
遺族一時金	一律300万円(+年金の支給対象とならない遺族には約1,370万円(平均賃金の1,000日分)の一時金)	◆▼法施行日前雇者が施行後2年以内に死亡し、医療費+療養手当支給総額が右欄の280万円に満たない場合に限り、差額を調整金として支給	▼一律280万円の特別遺族弔意金	◆▼年金の支給対象とならない遺族に特別遺族一時金1,200万円	—	
遺族年金	約275万円(被扶養等遺族1人で平均賃金の153日分、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分) ▼時効救済の場合の240万円に満たない低額労災年金受給者多数	◆なし	◆なし	▼「遺族の人数の区分に応じて1人240万円~4人以上330万円の特別遺族年金	—	
就学援護費	保育園・小学校で月額12,000円~大学38,000円	◆なし	◆なし	◆なし	—	

◆救済の「隙間」、▼「公正」さを欠く点

石綿による健康被害の救済に関する法律

2006年2月10日 平成18年法律第4号

目次

第1章	総則(第1条-第2条)
第2章	救済給付
第1節	支給等(第3条-第30条)
第2節	費用
第1款	基金等(第31条-第34条)
第2款	一般拠出金(第35条-第46条)
第3款	特別拠出金(第47条-第51条)
第3節	雑則(第52条-第58条)
第3章	特別遺族給付金
第1節	支給等(第59条-第68条)
第2節	費用(第69条)
第3節	雑則(第70条-第74条)
第4章	不服申立て(第75条-第79条)
第5章	雑則(第80条-第86条)
第6章	罰則(第87条-第91条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第3条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第34条第1項第1号、第35条第1項第3号若しくは第36条第1項第1号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和22年9月1日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の5年前の日までに死亡した者に限る。)をいう。
- 3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 救済給付

第1節 支給等

(救済給付の種類等)

第3条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

- 一 医療費
- 二 療養手当
- 三 葬祭料
- 四 特別遺族弔慰金
- 五 特別葬祭料
- 六 救済給付調整金

(医療費の支給及び認定等)

第4条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

- 2 前項の認定（以下この条から第17条までにおいて「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。
- 3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。
- 4 認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

第5条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けずに死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

- 2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から6月以内に限り、することができる。
- 3 機構が第1項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、認定の申請をした日から死亡した日までの間において被認定者であったものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第6条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間（以下「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

- 2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定

に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第7条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第1項又は第2項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

- 2 機構は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

第8条 前条第1項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

- 2 機構は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。
- 3 第6条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第1項中「政令で定める期間（以下「有効期間」という。）内」とあるのは、「第8条第1項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第9条 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(判定の申出)

第10条 機構は、認定、第5条第1項の規定による

決定、第6条第2項（第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による有効期間の設定、第7条第2項及び第8条第2項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第11条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第13条第1項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第5条第1項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療費の額)

第12条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けることが

できた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第13条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があったものとみなす。
- 3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該医療に関し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第14条 機構は、前条第1項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

- 2 機構は、前条第1項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第15条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、

診療所又は薬局その他の者から第11条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

- 2 機構は、第5条第1項の決定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第11条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。
- 3 第12条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。
- 4 第1項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から2年を経過したときは、することができない。

(療養手当の支給)

- 第16条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。
- 2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があった日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
 - 3 療養手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であっても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

- 第17条 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であっても、することができる。
- 2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第18条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべ

き医療費等でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

- 2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第1項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(葬祭料の支給)

- 第19条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。
- 2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から2年を経過したときは、することができない。

(特別遺族弔慰金等の支給)

- 第20条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第59条第1項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。
- 2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第16条第1項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。
 - 3 第1項の特別葬祭料の額は、前条第1項の葬祭料の額と同一とする。

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第21条 前条第1項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡

者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第22条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

- 2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から3年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第23条 被認定者であつて施行日前に第4条第1項の認定に係る指定疾病にかかったものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して2年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

- 2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金(以下「救済給付調整金」という。)を支給する。
- 3 第19条第2項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第21条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

(判定の申出)

第24条 機構は、第19条第1項の規定による葬祭料の支給及び第22条第1項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。

(救済給付の免責)

第25条 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がさ

れた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

(他の法令による給付との調整)

第26条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

- 2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法等の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(不正利得の徴収)

第27条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第28条 救済給付の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第29条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(環境省令への委任)

第30条 この節に定めるもののほか、第4条第1項及び第22条第1項の認定の申請その他の救済給付に関する手続に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第2節 費用

第1款 基金等

(基金)

第31条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第1項の規定により政府から交付された資金、同条第2項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第35条第2項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第36条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第47条第1項の規定により徴収した特別拠出金、第27条第1項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。

(交付金等)

第32条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)

第33条 前条第2項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

(国庫の負担)

第34条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第1項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

第2款 一般拠出金

(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が

成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法(昭和14年法律第73号)第60条第1項に規定する船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(機構に対する交付)

第36条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第37条 第35条第1項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「第1項一般拠出金」という。)の額は、徴収法第10条第2項第1号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第35条第2項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金(以下「第2項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前2項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第32条第1項の規定による交付金及び同条第2項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議

会の意見を聴かなければならない。

(第1項一般拠出金の徴収方法)

第38条 徴収法第19条（第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号及び第3号を除く。）、第21条、第21条の2、第26条から第29条まで、第36条の2、第38条、第41条から第43条まで及び第45条の2の規定は、第1項一般拠出金について準

用する。この場合において、次の表〔別掲〕の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 徴収法第33条第3項の労働保険事務組合は、同条第1項の委託を受けて、第1項一般拠出

第19条第1項	次の	その
	当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第34条第1項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第36条第1項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）	当該保険関係が消滅した日
	その保険年度に使用した	その保険年度の直前の保険年度に使用した
	賃金総額	賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）
	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第37条第1項の一般拠出金率（以下「一般拠出金率」という。）を乗じて算定した同項の第1項一般拠出金（以下「第1項一般拠出金」という。）
第19条第2項	保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第34条第1項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）	保険関係が消滅した日
	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した第1項一般拠出金
第19条第3項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の第1項一般拠出金
	次の	その
第42条 第43条第1項	この法律の施行	第1項一般拠出金の徴収
第45条の2	この法律に	石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第38条第1項において準用するこの法律に
	この法律の実施	第1項一般拠出金の徴収

金の納付その他第1項一般拠出金に関する事項(以下「第1項一般拠出金事務」という。)を処理することができる。

- 3 徴収法第34条、第35条(第4項を除く。)及び第36条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号)第23条の規定は、第1項一般拠出金事務及び第1項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第34条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))及び石綿健康被害救済法第38条第1項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第35条第1項及び第2項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第38条第1項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第3項中「第26条第3項(労災保険法第12条の3第3項及び第31条第4項並びに雇用保険法第10条の4第3項において準用する場合を含む。))」とあるのは「石綿健康被害救済法第38条第1項において準用する第26条第3項」と読み替えるものとする。

(第2項一般拠出金の納付等)

- 第39条 船舶所有者は、各年度ごとに、第2項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から50日以内に機構に納付しなければならない。
- 2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、第2項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第2項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第2項一般拠出金の全額を、納付した第2項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第2項一般拠

出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。

- 4 船舶所有者が納付した第2項一般拠出金の額が、第2項の規定により機構が決定した第2項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第2項一般拠出金その他この款の規定による徴収金(船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。)があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(第2項一般拠出金の延納)

第40条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第2項一般拠出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

- 第41条 第2項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
- 4 第1項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第2項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第42条 前条第1項の規定により第2項一般拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第2項一般拠出金の額につき年14.6パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第2項一般拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、第2項一般拋出金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第2項一般拋出金の額は、その納付のあった第2項一般拋出金の額を控除した額とする。
- 3 延滞金の計算において、前二項の第2項一般拋出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 前3項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
 - 一 督促状に指定した期限までに第2項一般拋出金を完納したとき。
 - 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。
 - 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
 - 四 第2項一般拋出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
 - 五 第2項一般拋出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第43条 第2項一般拋出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第44条 第2項一般拋出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第45条 機構は、第2項一般拋出金の徴収に関し必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境省令への委任)

第46条 この款に定めるもののほか、第2項一般拋出金その他この款の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第3款 特別拋出金

(特別拋出金の徴収及び納付義務)

第47条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別拋出金を徴収する。

- 2 特別事業主は、特別拋出金を納付する義務を負う。

(特別拋出金の額の算定方法)

第48条 特別事業主から徴収する特別拋出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

- 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

(特別拋出金の額の決定、通知等)

第49条 機構は、前条第一項の政令で定める特別拋出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拋出金の額を決定し、当該特別事業主に対し、その者が納付すべき特別拋出金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により特別拋出金の額が定められた後、特別拋出金の額を変更するが生じた

ときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。

- 3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(準用)

第50条 第40条から第45条までの規定は、特別拠出金について準用する。

(環境省令への委任)

第51条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第3節 雑則

(被認定者等に対する報告の徴収等)

第52条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第4条第1項及び第22条第1項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(受診命令)

第53条 機構は、第4条第1項の認定(その更新及び取消しを含む。)に関し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(救済給付の支給の一時差止め)

第54条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第52条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理

由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第55条 機構は、第13条第1項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第45条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第56条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第45条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第57条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(秘密保持義務)

第58条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職

にあった者は、認定又は救済給付の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第3章 特別遺族給付金

第1節 支給等

(特別遺族給付金)

第59条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第62条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から3年を経過したとき（第61条第1項後段の規定により支給する特別遺族年金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第62条第2号の規定により支給する特別遺族一時金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、3年を経過したとき）は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第60条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 死亡労働者等の死亡の当時その収入に

よって生計を維持していたこと。

二 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。

イ 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、55歳以上であること。

ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。

ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったこと。

ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと（死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

ホ 前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと（夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であった

とき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

- 2 特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。
- 3 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人数で除して得た額とする。

(特別遺族年金の受給権の消滅)

第61条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

- 一 死亡したとき。
- 二 前条第1項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したとき。
- 2 特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、特別遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

(特別遺族一時金)

第62条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

- 一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。
- 二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

(特別遺族一時金の受給者の範囲等)

第63条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者
- 二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- 三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

3 第60条第3項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第3項」とあるのは、「前条第4項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)

第64条 労災保険法第11条(第2項を除く。)、第12条の7及び第16条の9第1項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第11条第1項中「(遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族)」とあるのは「(特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族)」と、同条第3項中「第1項に規定する順序(遺族補償年金については第16条の2第3項に、遺族年金については第22条の4第3項において準用する第16条の2第3項に規定する順序)」とあるのは「第1項に規定する順序」と、労災保険法第12条の7中「政府」とあるのは「厚生労働大臣」と、労災保険法第16条の9第1項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

2 労災保険法第9条、第12条第1項、第12条の2、第16条の2第2項、第16条の5第1項及び第2項並びに第16条の9第2項及び第4項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第9条第1項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは「支給の請求をした日の属する月」と、労災保険法第12条の2中

「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、労災保険法第16条の2第2項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第60条第1項」と、労災保険法第16条の9第2項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第4項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

- 3 労災保険法第16条の9第3項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第65条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治29年法律第89号)その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であって、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)

第66条 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

- 2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
- 3 徴収法第33条第3項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適

用事業主とみなす。

- 4 徴収法第26条、第28条、第29条及び第41条の規定は、第1項及び第2項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第26条及び第41条第2項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)

第67条 第28条及び第29条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第68条 この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第2節 費用

第69条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第10条第1項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第2項に規定する労働保険料(同条第4号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

- 2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第4条及び第22条から第25条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第12条第2項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第59条第1項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第3項中「とする。第20条第1項において同じ。」とあるのは「とする。第20条第1項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第62条第2号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において

「特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第59条第2項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)」と、「特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第59条第2項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法(昭和47年法律第18号)の規定を適用する。この場合において、同法第4条第2項第1号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第69条第3項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第59条第1項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第3節 雑則

(特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)

第70条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

(受診命令)

第71条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(特別遺族年金の支給の一時差止め)

第72条 厚生労働大臣は、特別遺族年金を受け

る権利を有する者が、第70条の規定により報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第64条第1項において準用する労災保険法第12条の7の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第73条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第33条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第35条第1項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第34条第1項第1号、第35条第1項第3号又は第36条第1項第1号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

- 4 第45条第2項の規定は第2項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は第2項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第74条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬

剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 第45条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第4章 不服申立て

(審査請求)

第75条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

- 一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求公害健康被害補償不服審査会
 - 二 第2項一般拋出金及び特別拋出金の徴収に係る処分についての審査請求環境大臣
- 2 前項第1号に掲げる審査請求についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第31条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。
 - 3 第1項第1号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。)第106条第3項、第131条、第133条及び第134条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第131条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第3条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第134条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第75条第3項において読み替えて準用する第131条」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第76条 労災保険適用事業主は、第38条第1項の規定により準用する徴収法第19条第4項の規

定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第77条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

第78条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第38条から第40条までの規定を適用する。

(準用)

第79条 徴収法第38条の規定は、第66条第1項及び第2項の規定による徴収金について準用する。

第5章 雑則

(調査及び研究)

第80条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(公務所等への照会)

第81条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

第82条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第83条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市においては、区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺

族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第84条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第85条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第86条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

第6章 罰 則

第87条 第58条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第88条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第38条第1項において準用する徴収法第42条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第38条第1項において準用する徴収法第

43条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、

又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
三 第73条第1項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第73条第2項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徴収法第33条第3項の労働保険事務組合が、第38条第3項において準用する徴収法第36条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第1項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 第45条第1項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

一 第52条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第56条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

一 第70条又は第73条第3項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第73条第2項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第74条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第90条 法人（法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第91条 第41条第4項（第50条において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

一 第1章、第2章第2節第1款、第84条及び第86条並びに附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第12条から第14条までの規定公布の日

二 第2章第2節（第1款を除く。）、第57条、第75条（第1項第2号に係る部分に限る。）、第76条、第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）、第90条（第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）に係る部分に限る。）及び第91条並びに附則第4条の規定平成19年4月1日

（認定の申請に関する経過措置）

第2条 第4条第1項の認定を受けようとする者は、施行日の1週間前の日から施行日の前日までの間においても、その申請を行うことができる。

2 前項の規定により認定の申請があったときは、施行日において第4条第2項の規定によりその申請があったものとみなす。

（国庫の負担の特例）

第3条 平成18年度における第34条の規定の適用については、同条中「毎年度」とあるのは「平成18年度においては」と、「一部」とあるのは「全部」とする。

（有期事業に関する特例）

第4条 徴収法第20条第1項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、附則第1条第2号に定める日前に徴収法第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものについては、第35条第1項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）

第5条 第37条第3項及び第48条第1項の政令の制定の立案については、環境大臣は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前日においても中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（見直し）

第6条 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第7条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は心神喪失等の状態で

重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第84条第3項を「、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第84条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第14条第1項」に、「又は心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項」を「、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項」に改め、同条第3項中「又は市町村の」を「、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の」に、「又は市町村が」を「、市町村又は独立行政法人が」に改め、同条第4項中「若しくは市町村」を「、市町村若しくは独立行政法人」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第8条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部を次のように改正する。

別表第一中82の項を削り、81の項を82の項とし、65の項から80の項までを一項ずつ繰り下げ、64の項の次に次のように加える。

65 厚生労働省

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）による同法第59条第1項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中120の項を121の項とし、119の項を120の項とし、118の項の次に次のように加える。

119 独立行政法人環境再生保全機構

石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第3条の救済給付の支給又は同法第4条第1項若しくは第22条第1項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（社会保険労務士法の一部改正）

第9条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第一第20号の20の次に次の一号を加える。

20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。第38条及び第59条の規定に限る。）

（労働保険特別会計法の一部改正）

第10条 労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の規定による第1項一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第1条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第6条中「並びに附属雑収入」とあるのは「、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第34条の規定に基づく一般会計からの受入金、同法第35条第一項の一般拠出金（以下この条において「一般拠出金」という。）並びに附属雑収入」と、「労働保険料の徴収及び」とあるのは「、一般拠出金の返還金、同法第36条の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第11条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

第111条中「第106条第2項の」を「第106条第2項及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第75条第1項第1号の規定による」に改める。

第119条の次に次の一条を加える。

（専門委員）

第119条の2 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(環境基本法の一部改正)

第12条 環境基本法(平成5年法律第91号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項第3号中「及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)」を「、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」に改める。

(環境省設置法の一部改正)

第13条 環境省設置法(平成11年法律第101号)の一部を次のように改正する。

第4条中第24号を第25号とし、第20号から第23号までを一号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の一号を加える。

20 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

第12条第2項中「第21号」を「第22号」に、「第24号」を「第25号」に改める。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第14条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第3条中「維持管理積立金の管理等」を「維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等」に改める。

第10条第1項第1号イ中「次条」を「第11条」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の一号を加える。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定(石綿による健康被害の救済に

関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)第4条第1項の認定(その更新及び取消しを含む。)及び第22条第1項の認定をいう。)

ロ 救済給付(石綿健康被害救済法第3条の救済給付をいう。)の支給

ハ 船舶所有者(石綿健康被害救済法第35条第2項の船舶所有者をいう。)からの一般拠出金(同項の一般拠出金をいう。)の徴収及び特別事業主(石綿健康被害救済法第47条第1項の特別事業主をいう。)からの特別拠出金(同項の特別拠出金をいう。)の徴収

第10条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第10条の2 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者(次項において「都道府県等」という。)に対し、前条第1項第7号イ(申請に係る部分に限る。)及びロ(請求に係る部分に限る。)に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第11条中「前条第1項第2号」を「第10条第1項第2号」に改める。

第12条を次のように改める。

(区分経理)

第12条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第10条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公害健康被害補償予防業務」という。)

二 第10条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「石綿健康被害救済業務」という。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第3章中第16条の次に次の一条を加える。

(石綿健康被害救済基金)

第16条の2 機構は、第10条第1項第7号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第31条第2項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条(第4号に係る部分に限る。)の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第17条第1号中「前条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第22条第3号中「及び第16条第2項」を「、第16条第2項及び第16条の2第2項」に、「若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を「、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金」に改める。

附則第29条を次のように改める。

(基金の事務費への充当)

第29条 機構は、石綿健康被害救済法第31条第2項及び第16条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の事務の執行

に要する費用に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、平成19年度以降において、石綿健康被害救済法第32条第1項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てるためのものに相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第30条から第36条までを削る。

(障害者自立支援法の一部改正)

第15条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部を次のように改正する。

附則第94条のうち社会保険診療報酬支払基金法第15条第2項の改正規定中「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第84条第3項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第14条第1項」に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項」に改める。



賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円まで10以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方は購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 中央労働金庫田町支店(普) 7535803J

● 郵便振替口座 00150-9-545940J

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

衆参環境委員会における附帯決議

衆:2006年1月31日/参:2月3日

衆議院環境委員会

石綿による健康被害の救済に関する 法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 指定疾病については、中皮腫及び肺癌以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。
- 2 石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。
- 3 本法に基づく政令の制定に当たっては、国会における論議を踏まえ、被害者救済の趣旨が損なわれないよう十分に留意すること。
- 4 中皮腫について、臨床データを収集・共有するための情報システムの整備等、早期診断・治療法の開発のための基盤整備を行うこと。
- 5 石綿関連疾患にかかった労働者については、今後、労働者災害補償保険法による保険給付を受ける権利が時効により消滅することがないように、労使や医療関係者等に対する効果的な周知活動を行うこと。
- 6 政府は、石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、本制度の施行に反映させるよう努めること。
- 7 政府は、本制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があ

れば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うものとする。

石綿による健康等に係る被害の 防止のための大気汚染防止法等の 一部を改正する法律案に対する 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 従来の建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策に加え、新たに工作物の解体等の際にも対策の徹底が図られるよう、国においては関係府省が密接に連携しつつ、各地方公共団体等におけるアスベストの使用実態等の情報の共有化に努めること。
- 2 地方公共団体が行うアスベスト対策に要する経費について、適切な財政措置を講ずること。
- 3 建築基準法による規制の実効性を確保するため、アスベストを使用している建築物の実態調査を進めるとともに、建築物所有者等に対する相談体制等の環境整備を行うこと。
- 4 アスベスト廃棄物が大量に排出されることに伴い処理費用の高騰が懸念されることから、不法投棄など不適正処理を招かないよう、アスベスト廃棄物の追跡管理を強化するとともに、国と地方公共団体が連携して規制の徹底、監視の強化等に万全を期すること。
- 5 アスベストによる被害の未然防止に万全を期すため、本法案による関係四法律の改正のみならず、「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)に盛り込まれた施策について、政府

は地方公共団体、事業者、国民と一丸となって実施していくとともに、適切な時期にフォローアップを行うこと。

参議院環境委員会

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的アプローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。
- 2 過去の関係省庁間の連携が必ずしも十分であったとはいえなかったことを踏まえ、今後とも、関係省庁間の連携を確実なものとするため、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等により政府を挙げて総合的なアスベスト対策を推進すること。
- 3 被害の未然防止の観点から、石綿による健康被害のような国民リスクの発見に、政府一丸となって取り組むこと。
- 4 アスベスト疾患の早期発見・治療のため、専門医の育成など医療体制を充実するとともに、中皮腫に効果のある新薬の研究・開発を促進すること。さらに、診断治療・研究の向上のため、個人情報保護に留意しつつ中皮腫患者等の情報の集積と中皮腫の発生動向の把握に努めること。
- 5 アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族、周辺住民等のアスベストばく露者に対し、健康管理対策を図るほか、家族、周辺住民等への健康相談・診断の充実を図ること。
- 6 指定疾病については、中皮腫及び肺癌以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。
- 7 政府は、救済制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも同制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと。
- 8 アスベストの使用実態調査を継続し、国民に情報開示をするとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、低コストで安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。また、学校、医療などの公共施設等におけるアスベストの除去などの対策を推進するとともに、民間施設も含め適切な財政上・金融上の措置を講ずること。
- 9 大気中のアスベスト濃度測定の結果を踏まえ、大気汚染防止法による建築物の解体現場における規制基準等を適宜見直すことについて検討すること。
- 10 アスベストを使用した建築物の老朽化により、今後アスベスト廃棄物が大量に発生する可能性があることから、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の不適正処理対策を強化すること。
右決議する



●衆議院情報

会議録：http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

インターネット審議中継ビデオライブラリ：<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm?ex=VL>

●参議院情報

会議録：http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_b07_01.htm

インターネット審議中継ビデオライブラリ：<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/library/consider.php>

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令

2006年3月10日 平成18年政令第37号

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第6条第1項(同法第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項(同法第15条第3項において準用する場合を含む。)、第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項、第20条第2項、第26条第2項、第59条第3項及び第4項、第69条第2項及び第3項並びに第86条の規定に基づき、この政令を制定する。

(認定の有効期間)

第1条 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項(法第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- | | |
|----------------|----|
| 一 中皮腫 | 5年 |
| 二 気管支又は肺の悪性新生物 | 5年 |

(法第12条第1項の政令で定める法律)

第2条 法12条第1項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 二 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- 三 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)
- 四 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 六 老人保健法(昭和57年法律第80号)
- 七 介護保険法(平成9年法律第123号)

(医療に関する審査機関)

第3条 法第14条第1項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会とする。

(療養手当の額)

第4条 法第16条第1項の政令で定める額は、103,870円とする。

(葬祭料の額)

第5条 法第19条第1項の政令で定める額は、199,000円とする。

(特別遺族弔慰金の額)

第6条 法第20条第2項の政令で定める額は、280万円とする。

(法第26条第2項の政令で定める給付)

第7条 法第26条第2項の政令で定める給付は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、次に掲げる法律の規定のうち環境省令で定めるものに基づき支給される給付とする。

- 一 監獄法(明治41年法律第28号)
- 二 恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)
- 三 船員保険法四労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 五 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- 六 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和22年法律第80号)

- 七 国会職員法(昭和22年法律第85号)
- 八 船員法(昭和22年法律第100号)
- 九 災害救助法(昭和22年法律第118号)
- 十 消防組織法(昭和22年法律第226号)
- 十一 少年院法(昭和23年法律第169号)
- 十二 消防法(昭和23年法律第186号)
- 十三 水防法(昭和24年法律第193号)
- 十四 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)
- 十六 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)
- 十七 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)
- 十八 自衛隊法(昭和29年法律第165号)
- 十九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)
- 二十 婦人補導院法(昭和33年法律第17号)
- 二十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和36年法律第215号)
- 二十二 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- 二十三 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)
- 二十四 河川法(昭和39年法律第167号)
- 二十五 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)
- 二十六 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)
- 二十七 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成2年法律第49号)
- 二十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)
- 二十九 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)

(法第26条第2項の給付に相当する金額)

第8条 法第26条第2項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 前条に規定する給付が一時金としてのみ行われるべき場合当該一時金の価額を基礎として環境省令で定める方法により算定した額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合当該給付の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として環境省令で定める方法により算定した額

(特別遺族年金の額等)

第9条 法第59条第3項の政令で定める額は、次の各号に掲げる特別遺族年金(法第59条第2項の特別遺族年金をいう。以下同じ。)を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 1人 240万円
- 二 2人 270万円
- 三 3人 300万円
- 四 4人以上 330万円

2 特別遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減が生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、特別遺族年金の額を改定する。(特別遺族一時金の額)

第10条 法第59条第4項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 法第62条第1号の場合 1,200万円
- 二 法第62条第2号の場合 1,200万円から法第62条第2号に規定する特別遺族年金の額の合計額を控除した額

(徴収法等を適用する場合の読替え)

第11条 法第69条第2項の規定により同条第1項の規定による労働保険料の徴収について労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表[次頁別掲]のとおりとする。

第12条 法第69条第2項の規定により労働保険の

読替えに係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	第12条第2項	第12条第2項（第12条第2項（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第69条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第3項	第12条第3項（石綿健康被害救済法第69条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第14条第1項	災害率）	災害率）、石綿健康被害救済法第59条第1項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給に要する費用の額
第14条第2項	及び労働福祉事業	、特別遺族給付金の支給及び労働福祉事業
第14条の2第1項	災害率	災害率、特別遺族給付金の支給に要する費用の額
第20条第1項第1号	除く。）の額	除く。）の額と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第62条第2号の場合に支給される特別遺族一時金（石綿健康被害救済法第59条第2項の特別遺族一時金をいう。次号において同じ。）及び特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（次号において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）を除く。）の額（石綿健康被害救済法第59条第2項の特別遺族年金（次号において「特別遺族年金」という。）については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）
第20条第1項第2号	除く。）の額	除く。）の額と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第62条第2号の場合に支給される特別遺族一時金及び特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）
	おけるものに要する費用	おけるものに要する費用、特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する特別遺族給付金で当該事業が終了した日から9箇月を経過した日以後におけるものに要する費用

保険料の徴収等に関する法律の規定を適用する場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）第2条の規定の適用については、同条中「第12条第2項」とあるのは「第12条第2項（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第69条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「保険給付に要する費用の予想額」とあるのは「保険給付に要する費用

の予想額並びに過去3年間の特別遺族給付金（石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項の特別遺族給付金をいう。以下この条において同じ。）の受給者数及び平均受給期間その他の事項に基づき算定した特別遺族給付金の支給に要する費用の予想額」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」とする。

第13条 法第69条第3項の規定により特別遺族給

付金の支給に要する費用について労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表〔別掲〕のとおりとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（平成18年3月27日）から施行する。ただし、次条及び附則第6条の規定は、公布の日から施行する。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第2条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第35号から第92号まで」を「第36号から第93号まで」に改め、第92号を第93号とし、第35号から第91号までを一号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の一号を加える。

35 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第32条第1項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの

（消費税法施行令の一部改正）

第3条 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）の一部を次のように改正する。

第14条中第19号を第20号とし、第18号の次に次の一号を加える。

19 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の規

定に基づく医療費の支給に係る医療（厚生労働省組織令の一部改正）第4条 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。

2 第1項第14号に掲げる事務のうち石綿による健康被害の救済に関すること。第7条第4項第4号中「関すること」の下に「（石綿による健康被害の救済に関するものを除く。第71条第5号において同じ。）」を加える。第69九条に次の一号を加える。

3 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の規定による特別遺族給付金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務室の所掌に属するものを除く）。第70条に次の四号を加える。

7 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の支給を行うこと。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給に関する記録の作成を行うこと。

9 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。

10 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。

読替えに係る労働保険特別会計法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第2項第7号	業務取扱費（	gyou 務取扱費（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第59条第1項の特別遺族給付金の支給に係る業務取扱費を含み、
第12条第1項	労災保険事業の保険給付費	労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第69条第3項の規定により労災保険事業の保険給付とみなされた同法第59条第1項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。第19条において同じ。）

(環境省組織令の一部改正)

第5条 環境省組織令(平成12年政令第256号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第24号中「次条第1項第11号」を「次条第1項第12号」に改める。

第4条第1項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを一号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の一号を加える。

9 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

第4条第2項中「第10号及び第11号」を「第9号、第11号及び第12号」に、「同項第16号」を「同項第17号」に、「同項第19号」を「同項第20号」に改める。

第6条第13号中「第10号」を「第11号」に改める。

第24条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「予防」の下に「並びに石綿による健康被害の救済」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4

号の次に次の一号を加える。

5 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

(労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)

第6条 労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成18年政令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条の改正規定中「第35号」を「第36号」に、「第92号」を「第93号」に、「第34号」を「第35号」に、「第91号」を「第92号」に、「から第69号まで」を「から第70号まで」に、「同条第70号」を「同条第71号」に、「同条第69号」を「同条第70号」に、「第71号を第70号」を「第72号を第71号」に、「第72号」を「第73号」に改め



石綿による健康被害の救済に関する法律の 施行期日を定める政令

2006年3月10日 平成18年政令第36号

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)附則第1条の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日は、平成18年3月27日とする。



石綿対策全国連絡会議：<http://park3.wakwak.com/~banjan/>
中皮腫・アスベスト関連疾患・患者と家族の会：<http://www.chuuhishu-family.net/>
中皮腫・じん肺・アスベストセンター：<http://www.asbestos-center.jp/>

「石綿による健康被害の救済について(案)」 に対する石綿全国連の意見及び回答

2006年2月20日 意見提出/3月13日 回答

環境省と厚生労働省が同時に実施した「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集(パブリックコメント)」に対して、石綿対策全国連絡会議は本日(2月20日)、以下の意見を提出した。(公表された「石綿による健康被害の救済について(案)」の該当項目のところに、【意見XX(XX関係)】として示した。)

回答は3月13日付けで、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課名で公表された(回答番号は編集者が便宜上つけたもの)。

石綿による健康被害の 救済について(案)

I 救済給付について

救済給付は、石綿を吸入することによって中皮腫や肺がんにかかった方やその遺族であって、労災補償を受けられない方に対し、医療費などを支給するものです。

(1) 救済給付の認定申請の受付について

① 救済給付の支給に係る認定の申請は、3月末の法の施行の1週間前から、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の事務所(川崎、大阪)に直接又は郵送(消印日をもって申請日とします。)により提出するほか、全国に7か所ある環境省地方環境事務所(札幌、仙台、さいたま、名古屋、大阪、岡山、熊本)を通じて機構

に申請することもできます。

また、なるべく早く、各都道府県にある保健所を通じても機構に申請ができるよう、現在、手続きを進めております。

【意見01(I-(1)-①関係)】

労働基準監督署等、労災補償各制度(労災保険、地方公務員災害補償基金、船員保険等)の実施機関が、石綿曝露による疾病として当該補償制度に係る保険給付の支給の請求等を受け付けた場合には、石綿健康被害救済法の適用に関しては、救済給付の支給に係る認定の申請がなされたものとして取り扱う措置を講ずること。これは、石綿健康被害救済法の認定が「その申請にあった日にさかのぼってその効力を生ずる」とされていることから、労災補償各制度の手続きを先行したものの結果的に補償を受けられなかった場合に、あらためて石綿健康被害救済法に基づく申請を行ったのでは不利益を被ることがあることを踏まえたものである。

【回答01】 労災補償制度と石綿健康被害救済制度は異なる制度であり、意見のような運用を行うことはできませんが、労働災害の申請窓口にも、救済給付のパンフレット等を置いて両方の制度の概要・手続き等を紹介できるようにするなど、申請窓口間においても制度の円滑な施行に向けて連携して取り組んでまいります。

【意見02(I-(1)-①関係)】

意見01で述べた措置が講じられない場合にあっては、労働基準監督署等、労災補償各

制度(労災保険、地方公務員災害補償基金、船員保険等)の実施機関が、石綿曝露による疾病として当該補償制度に係る保険給付の支給の請求等を受け付けた場合には、石綿健康被害救済法の救済給付の支給に係る認定の申請を別途行っておかないと不利益を被る場合があること、及び申請の手續等について周知するとともに、それらの機関においても、新法の救済給付の支給に係る認定の申請等を受け付けるものとする。

【回答02】 回答01と同じ。

【意見03(I-(1)-①関係)】

(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所及び保健所が、救済給付の支給に係る認定の申請を受け付けた際には、労災補償各制度の適用が受けられる場合には、石綿健康被害救済法による救済給付をはるかに上回る補償が受けられること、及び申請の手續等について周知すること。

【回答03】 救済給付の申請窓口にも、労災補償のパンフレット等を置いて両方の制度の概要・手続き等を紹介できるようにするなど、申請窓口間においても制度の円滑な施行に向けて連携して取り組んでまいります。

【意見04(I-(1)-①関係)】

意見03の措置に関わらず、救済給付の申請受付窓口において、申請者や相談者に対して、「労災の可能性のある人はそちらへ請求してください」とたらい回しにするような対応は行わず、「まず救済給付の申請をしてから、労災の可能性をさぐってください」という助言をして、積極的に救済給付の申請を受け付けるように、窓口担当者に徹底すること。申請を抑制するような職員の対応を厳禁すること。

【回答04】 回答03と同じ。

【意見05(I-(1)-①関係)】

労災補償各制度の実施機関が受け付けた、石綿曝露による疾病に係る保険給付の支給の請求等及びその結果、並びに、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事

務所及び保健所が受け付けた、石綿被害救済新法の給付の支給に係る認定の申請及びその結果を、相互に付き合わせ、縦割り行政の隙間に陥って救済を受けられない被害事例が生じないようにする措置を講じること。

【回答05】 該当する回答なし。

【意見06(I-(1)-①関係)】

意見05の措置を講じる仕組みに、被害者・家族、労働者、市民の代表等が関与する仕組みを確保すること。

【回答06】 該当する回答なし。

② 申請の時点で、あらかじめ指定された申請様式への必要な事項の記載と、あらかじめ指定された医学的所見を示す資料の添付がなされている必要があります。申請の様式や添付資料に関する情報など、申請に必要な書類の詳細については、現在検討中ですが、できるだけ早くお知らせできるようにする予定です。

【意見07(I-(1)-②関係)】

申請に必要なすべての書類等が整っていない場合であっても、その日を申請日としてまず申請を受け付けたうえで、おつて「補正」等の手續によって書類等を整えていくようにするよう、窓口対応に関する指導を徹底すること。

【回答07】 添付の書類をそろえるのに時間がかかるような場合には、機構までご相談ください。

【意見08(I-(1)-②関係)】

1か月以内のできるだけ短い期間を、行政手続法に基づく「標準処理期間」として定め、受付窓口や関係ウェブサイト等で公表するとともに、申請者・相談者に対して説明するよう指導を徹底すること。

【回答08】 新しい制度であり、現時点で標準処理期間を定めることは難しいと考えていますが、行政手続法の趣旨にかんがみ、今後、標準処理期間を定めるよう努めることとしています。いずれにせよ、迅速な救済ができるよう努めることとします。

- ③ 救済給付は、申請のあった日（法施行前に申請した場合は法施行日）から行われること、また、申請に必要な添付資料を用意するためには一定の時間がかかることから、申請は早め早めをお願いいたします。申請様式等の準備は、3月中旬に整うよう努力しております。

【意見09(I-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法第11条では、「被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする」とされているところであるが、申請日から手帳が公布されるまでの期間に係る医療費の支給手順について、わかりやすく明示及び周知すること。

- 【回答09】申請手続きについては申請者向けの手引きを作成中であり、その中で明示することとしています。

【意見10(I-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法第17条第1項では、「医療費及び療養手当の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であっても、することができる」とされているところであるが、認定申請と支給請求が別個の手続であることはわかりにくく煩雑なので、それらの手順等についてわかりやすく明示及び周知すること。

- 【回答10】回答09と同じ。

- ④ なお、労災補償制度等により、同一の石綿による疾病に対する補償が行われている場合には、本制度による救済給付の支給の対象にはなりません。

【意見11(I-(1)-④関係)】

石綿健康被害救済新法第25条では、「救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害の填補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる」とされているところであるが、石綿健康被害救済新法による救済給付はそもそも損害補償ではなく見舞金的性格の給付とされているのであるか

ら、損害賠償との「調整」は行うべきではない。

- 【回答11】本制度は、個別的な因果関係を特定することが困難であるために何らの救済もされない被害者を対象としたものです。このため、健康被害に係る損害を補償すべき原因者が明らかであり、費用を負担すべき原因者から被害者が既に十分な補償を得ている場合には、救済の対象にはなりません。

【意見12(I-(1)-④関係)】

意見11にも関わらず、損害賠償との「調整」を行おうとする場合には、「同一の事由」、「限度とする価額」等についての考え方を示して、パブリックコメント手続等を実施すること。

- 【回答12】回答11と同じ=回答なし。

【意見13(I-(1)-④関係)】

石綿健康被害救済新法第26条第2項では、「療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない」とされているところであるが、石綿健康被害救済新法による救済給付はそもそも損害補償ではなく見舞金的性格の給付とされているのであるから、労災保険法その他の法令による給付で損害の填補を目的としたものとの「調整」を行うような政令の規定をすべきではない。

- 【回答13】また、他の法令に基づく災害補償給付が行われる場合にも、被害者の負担軽減が図られていることから、本制度による給付はその限度において行わないものとします。

【意見14(I-(1)-④関係)】

意見13にも関わらず、労災保険法令等による給付との「調整」を行おうとする場合には、「同一の事由」、「限度とする額の算定」等についての考え方を示して、パブリックコメント手続等を実施すること。

- 【回答14】回答13と同じ=回答なし。

【意見15(I-(1)-④関係)】

療養手当については、石綿健康被害救済新法において支給事由が明示されておらず、本パブリックコメントにおいては「入通院に伴う諸経費という要素に加え、日常生活にも近親者等の介護が必要となること」云々という解説を加えているのであるから、「同一の事由」についてなされるものではない損害賠償ないし労災保険等による所得・休業補償等との「調整」は絶対に行われるべきではない。

【回答15】 回答11・13と同じ。

(2) 認定の対象となる指定疾病と認定基準について

- ① 救済給付は、重篤な疾病にかかるかもしれないことを知らずに石綿にばく露し、石綿という明かな原因がありながら、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて難しく、何ら補償を受けられないまま多くの方が1、2年で亡くなられるという、石綿による中皮腫、肺がんの特殊性にかんがみて、まずはこれらの被害者を迅速に救済するために構築された新たな制度であり、対象となる疾病(指定疾病)は、石綿を原因とする中皮腫及び肺がんとなります。

【意見16(I-(2)-①関係)】

「個々の健康被害の原因者を特定することが極めて難し」かったとしても、因果関係の解明を怠ってよいという理由にはならない。因果関係の解明は、石綿健康被害救済新法の内在的な目的のひとつと理解しており、また、衆参両院環境委員会における附帯決議においても、「情報収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うものとする」とされたところであるが、新法の運用を通じて因果関係の解明を推進する方策を具体的に示されたい。

【回答16】 該当する回答なし。

その他の石綿関連疾患のうち石綿肺につい

ては、古くからよく知られた代表的な職業病であるじん肺のひとつであること、これまで職業ばく露での発症しか知られていないこと、また、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚については、これまで職業性ばく露での発症しか知られていないこと、労災制度においても平成15年以降に対象とされ、まだ認定者数が少ないことなどから、現時点では本制度の対象とはしませんが、今後、医学的知見やデータの集積を図り、職業性ばく露以外のばく露による発症状況を踏まえつつ検討し、必要に応じて将来これらを指定疾病とすることはあり得ます。

【意見17(I-(2)-①関係)】

新法の救済対象には、労災保険に特別加入していない自営業者等も含まれており、そのなかには「職業性曝露」をした(する)者がいることが確実であるのであるから、「職業性曝露での発症の知られている石綿関連疾患」はすべて、政令で定めるべきである。

【回答17】 石綿を原因とする中皮腫及び肺がんについては、

- ① ばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、さらに、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、どこでどのようにばく露したのかわからず、個々の原因者を特定することが極めて困難であること

- ② 一端発症した場合には、多くの方が1、2年で亡くなられること

が実態であり、今回の救済制度の立法趣旨は、このような石綿を原因とする中皮腫、肺がんの特殊性に鑑みて、まずはこれらの被害者の迅速な救済を図ることであることから、当面、指定疾病は中皮腫及び肺がんとするのが適当であると考えます。

その他の疾患については、今後、更に知見を収集し、その取扱いについて検討することとしています。

【意見18(I-(2)-①関係)】

労災保険特別加入の自営業者に係る石

綿肺およびその合併症については、労災特別加入期間＋労働者期間（労働者等期間）が、特別加入期間を除く事業主期間（事業主期間）よりも明らかに長いときに限って労災保険が適用される通達運用がなされている。したがって、相当多数の職業曝露による自営業者等の石綿肺および合併症が労災で救済されていない実態がある。極端な例では、事業主期間20年間、労働者等期間20年間という例では、労災適用をしていないのである。20年の従事期間があれば、石綿肺および合併症で療養を要する状態になり得ることが十分医学経験則上あり得るにもかかわらず、である。このように、不当に労災保険から排除された事業主等が存在すること、すなわち、明かな職業曝露歴をもつ事業主の石綿肺等が労災適用されず、救済されていない実態を踏まえて、対象疾患には石綿肺および合併症を加えなければ、「隙間のない救済」にはならない。

【回答18】 回答17と同じ。

【意見19(I-(2)-①関係)】

クボタ旧神崎工場周辺、泉南地域、松橋地域には、「石綿肺」所見を有する住民患者がすでに確認されている。石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会では、そうした初期の石綿肺の患者の存在を、「まだ(じん肺法上の)石綿肺とはいえない」とか「(療養を必要するような)重症の石綿肺は確認できていない」等という議論が行われた模様であるが、たとえ0/1程度であったとしても石綿肺は進行が予想されるのであるから、環境曝露による石綿肺の存在を前提として、対象疾患として石綿肺を明定すべきである。びまん性胸膜肥厚等についても、実態は同様であるから、労災の対象疾患をすべて対象疾患に入れておく必要がある。

【回答19】 回答17と同じ。

【意見20(I-(2)-①関係)】

労災補償の方の対象疾病のリスト(労働基準法施行規則別表第1の2)では、「その他業務に起因することの明らかな疾病」というか

たちの「包括的救済規定」を置いており、そのうえで労災認定基準のなかで良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚をこの規定に該当する業務上疾病として取り扱うことが明示され、また、他の疾病であっても同規定に基づいて救済する道を確保している。石綿健康被害救済新法の政令においても、「その他石綿曝露に起因することの明らかな疾病」という「包括的救済規定」を置くべきである。

【回答20】 回答17と同じ。

② 救済給付における指定疾病ごとの認定の考え方を以下に示します。

ア 中皮腫の場合中皮腫については、胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であることが確認された場合、認定されるものとします。中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要です。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となります。

このため、中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等が求められ、確定診断が適正になされているか確認されるものとします。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を主治医から求め、専門家による検討を踏まえて判断されるものとします。

【意見21(I-(2)-②-ア関係)】

中皮腫の確定診断の確認は、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【回答21】 中皮腫の確定診断の根拠については、申請書に添付する医師の診断書に記載を求めるとし、その旨を診断書の様式に記載する予定です。なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だ

けでなく、病理組織学的検査記録等を求め、確定診断が適正になされているかを確認することが必要であると考えています。

【意見22(I-(2)-②-ア関係)】

意見21による医療機関への問い合わせ等によっても、確定診断の確認が困難な場合には、明らかな反証を示せない限り(中皮腫ではないことが明らかである証拠がある場合を除き)、主治医の診断を尊重するという原則を確立すること。

【回答22】 回答21と同じ。

【意見23(I-(2)-②-ア関係)】主治医に「臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等」を求める場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【回答23】 申請書及び添付資料の提出後に追加で資料を求めることをなるべく少なくし、認定を迅速に行うため、申請書に添付する医師の診断書に中皮腫と診断した根拠の記載を求めることとし、その旨周知を図ることとしています。なお、追加で資料を求める際の手続きについては、ご意見も参考に今後検討することとしています。

【意見24(I-(2)-②-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の診断・認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をともなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

【回答24】 今回の救済制度は、ばく露歴を厳密に確認することなく迅速な救済を図ることとしたものです。中皮腫は診断が困難な病気であるため、病理組織学的検査記録等を求め、確定診断が適正になされていることを確認することが必要であると考えています。

イ 肺がんの場合肺がんについては、原発性肺がんであって、かつ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみ

なされる場合に認定されるものとします。肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合としては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合が考えられます。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見があり、胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

(イ) 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5,000個以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞内洗浄液1ml中5個以上の石綿小体)認められること。

【意見25(I-(2)-②-イ関係)】

石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会の「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」に示されたように、肺がん発症リスクを2倍にする曝露量として「25本/ml \times 年」が妥当としていることを認定基準上明示して、曝露量の確認ないし蓋然的推定から認定する道を確認すべきである。なお、その運用にあたっては、報告書が根拠としているデータはいずれも「職業性曝露」を前提としたものであるから、環境曝露等の場合には「年の換算」(1日8時間曝露か24時間曝露か、1年365日曝露か等)等に留意すること。

【回答25】 肺がんについては、喫煙をはじめとしてさまざまな原因があり、石綿を吸入することによるものであると判定するためには、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされることを確認する必要があると考えています。

肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露としては、25本/ml \times 年程度のばく露があった場合とするのが国際的なコンセンサスとしても認められていますが、石綿ばく露歴を

厳密に確認することなく救済する本制度においては、石綿ばく露歴からこれを評価することは難しいと考えています。これに該当する医学的所見としては、

- ① 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜プラーク(肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。
- ② 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体)認められること。

が該当するとされており、このような医学的所見をもって判定することが必要であると考えています。

なお、②の、25本/ml×年のばく露に相当する肺内石綿小体の量は、国際的なコンセンサスが得られている科学的知見としては、乾燥肺重量1g当たり5,000本から15,000本という幅のある値ですが、このうち、救済という本制度の目的にかんがみ、最少本数の5,000本を採用しています。

また、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があつたと見なされる場合に、石綿を原因とするものとみなす考え方については、答申において、「その要因のばく露を受けた後に発症した健康被害者から1名を無作為に抽出すれば、その者の健康被害の原因は当該要因である可能性のほうが当該要因以外の要因である可能性と同じかそれ以上と判断できることによるものであり、民事責任等によらず、石綿による健康被害者を幅広く救済するというこの制度の趣旨に照らせば、対象者を判定する考え方としては妥当なもの」とされています。

詳細については、答申及び「石綿による健康被害に係る医学的判定に関する考え方」

(平成18年2月、石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会報告書)(以下「報告書」とします。)をご参照ください。

【意見26(1-(2)-②-イ関係)】

クボタ旧神崎工場では異常な中皮腫発症が確認されており、そのリスクから推定される曝露濃度が、環境中としてはきわめて高濃度であつたと推定される。そうした地域における肺がん発症について、例示された基準だけでは、不当に肺がん認定が制限されてしまう現実的危険性が存在している。加害企業であるクボタを国が守ることもつながりかねない問題でもあり、こうしたことは慎重に避けなければならない。したがって、このような地域的高濃度曝露が科学的に推定できる可能性のある地域における肺がん認定の障害にならないように、肺がん発症リスク2倍に相当する累積曝露量「25本/ml×年」についても、単独の認定要件として項目を設けること。

【回答26】 回答25と同じ。

【意見27(1-(2)-②-イ関係)】

労災認定基準では、間接曝露も含めた石綿曝露作業従事期間が10年以上ある場合には、胸膜プラーク(肺線維化所見要せず)または肺内石綿小体・繊維(イ)のような数値基準要せず)が認められるだけで補償の対象とされることと比べると、この認定の考え方は著しく狭い。労災保険に特別加入していない自営業者であつて、間接曝露も含めた石綿曝露作業に従事したことのある者については、上記労災認定基準同様、石綿曝露作業従事期間が10年以上+胸膜プラーク(肺線維化所見要せず)または肺内石綿小体・繊維(イ)のような数値基準要せず)でも認定される道を確保すべきである。

【回答27】 回答25と同じ。

【意見28(1-(2)-②-イ関係)】

環境曝露事例等にあつても、「間接曝露も含めた石綿曝露作業従事期間が10年以上ある場合」と同程度の石綿曝露歴が曝露量の確認ないし蓋然的に推定される場合には、

そのこと+胸膜プラーク（肺線維化所見要せず）または肺内石綿小体・繊維（（イ）のような数値基準要せず）でも認定される道を確認すべきである。

【回答28】 回答25と同じ。

【意見29（I-（2）-②-イ関係）】

石綿曝露による肺がんであることを認定するための諸所見の確認は、（独）環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【回答29】 法律により、機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは診療を行ったもの等に対して報告を求めることができることとされており、必要に応じて申請者の了解を得て医療機関に問い合わせることもあり得ます。

【意見30（I-（2）-②-イ関係）】

主治医に石綿曝露による肺がんであることの諸所見を確認する場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【回答30】 申請書及び添付資料の提出後に追加で資料を求めることをなるべく少なくし、認定を迅速に行うため、申請書に添付する医師の診断書に石綿による肺がんであるとする根拠の記載を求めることとし、その旨周知を図ることとしています。なお、追加で資料を求める際の手続きについては、ご意見も参考に今後検討することとしています。

【意見31（I-（2）-②-イ関係）】

石綿曝露の有無・状況、（イ）の「肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上」等の確認は、肺がんを診断・治療する医療現場でほとんど行われていないのが実態であり、石綿曝露に起因する肺がんを積極的に掘り起こしていくために、医師・医療機関の協力を求める措置を講ずるべきである。

【回答31】 肺がんにおける医学的判定の考え方の周知をはかることにより対応したいと考えて

います。

③ 申請に当たっては、②のA又はイの内容を医学的に確認するための書類等の添付が原則的に求められます。詳細については検討中ですが、例えば、主治医の診断書、病理組織診断書、診断に必要な胸部エックス線写真又は胸部CTなどが必要になります。

【意見32（I-（2）-③関係）】

申請に必要なすべての医学的書類等が整っていない場合にあっても、その日を申請日としてまず申請を受け付けたいうで、おつて「補正」等の手続によって書類等を整えていくようにするよう、窓口対応に関する指導を徹底すること。

【回答32】 添付の書類をそろえるのに時間がかかるような場合には、機構までご相談ください。

④ 制度開始時に既に死亡している方については、次のとおりとします。

A 中皮腫の場合は、中皮腫であったことが記載された死亡診断書の写しなど、中皮腫であったことを客観的に証明できる書類があれば、認定されるものとします。

イ 肺がんの場合は、肺がんであったことが記載された死亡診断書の写しなど、かつて肺がんであったことを客観的に証明できる書類があり、かつ、②のイの（A）又は（イ）のいずれかに該当したことを客観的に証明できる書類がある場合に認定されるものとします。

【意見33（I-（2）-④関係）】

すでに死亡されている事例に関して、家族の手に死亡診断書等も、また医療機関にカルテ等も残されていない場合の手続に関する相談がすでに多数寄せられている。戸籍地を所掌する法務局から死亡診断書の写しを容易に取り寄せることができるようにするなどの具体的措置を講じるとともに、それを周知するべきである。

【回答33】 関係機関、地方公共団体、医療機関等からも可能な協力を得られるよう、制度の周

知徹底等に努めてまいります。なお、死亡診断書の写しについては、機構が法務局等から取り寄せることとする予定です。

【意見34(I-(1)-④関係)】

厚生労働省が診療情報の開示に関するガイドラインを示しているところではあるが、開示が必要な診療情報に死亡診断書や病理所見等は含まれないとする考え方もあるやに聞いている。少なくとも石綿による健康被害として新法による救済給付や労災補償給付を受けようとする被害者・家族が、申請に必要な情報・書類等を医療機関から確実に入手できるようにする措置を講ずべきである。

【回答34】 回答33と同じ。

【意見35(I-(1)-②関係)】

少なくとも石綿による健康被害であることが疑われる疾病に関しては、医療機関にカルテ等の保存期間を延長させる措置を講ずること。

【回答35】 カルテ等の保存期間を延長させることは困難であると考えます。

【意見36(I-(1)-②関係)】

資料の提供等に関して医療機関の協力が十分でない場合などには、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなど、被害者・家族に過大な負担をかけない仕組みを講ずること。

【回答36】 法律により、機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは診療を行ったもの等に対して報告を求めることができることとされており、必要に応じて申請者の了解を得て医療機関に問い合わせることもあり得ます。

(3) 指定疾病に係る認定の有効期間

① 本制度は、現に指定疾病により健康被害を受けている方について、その被害に着目して救済給付を行う制度であるため、疾病が治った方については法律上、認定を取り消すこととなっております。

ます(法第9条)。

② 一般的に、中皮腫、肺がんなどの悪性疾患については、医学的には、手術によってがんが根治された部分を摘出等しても治癒したとはみなされず、その5年後に再発・転移等していなければ治癒したものとみなされます。このため、中皮腫と肺がんについては、認定期間を5年間とすることを考えております。

【意見37(I-(3)-②関係)】

再発・転移等していなくとも、現に治療を継続しており、治療を中断した場合にはQOLが悪化する場合も、「治癒したとはみなされない」ことを確認されたい。

【回答37】 認定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認められるときは、被認定者の申請に基づき認定が更新されますので、5年間が過ぎた後は救済を受けられないということではありません。なお、中皮腫及び肺がんに伴う疾病(いわゆる続発症)であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるような疾病(例えば、肺がんの遠隔転移、術後の肺機能障害等)については、当該指定疾病と一体のものとして取り扱われ、救済の対象とされます。

(4) 救済給付の額について

○ 認定を受けられたご本人への救済給付

① 医療費

指定疾病にかかっていると認定された方には石綿健康被害医療手帳が交付されます。保険医療機関、保険薬局、診療所、介護保険法の適用を受ける医療を提供する者等のところで、石綿による健康被害についての医療を受ける際に、石綿健康被害医療手帳を提示いただければ、一般的に、医療費の自己負担分は窓口で支払う必要はありません。

【意見38(I-(4)-①関係)】

労災保険においては、通院に要した費用を「移送費」として療養補償給付に含めて支給されており、中皮腫については距離制限等も

撤廃して原則全額支給されることとなった。石綿被害救済新法においても、第11条第6号に医療費の範囲として「移送」が含まれているところであり、労災保険と同様に、通院に要した費用を医療費として支給すべきである。

【回答38】本制度は、個別的な因果関係を特定することが困難という石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により被害者の救済を図ろうとするものです。

このため、本制度は、労災補償制度や公害健康被害補償制度などの損害賠償責任に基づく制度とはその趣旨を異にするものであり、休業補償、遺族年金、就学手当等被害者の逸失利益のてん補や遺族の生活補償を目的とするような給付項目は位置付けていません。

また、本制度における給付金の支給水準は、他の救済制度とのバランスを勘案した水準としています。

なお、本制度における療養手当は、入通院に伴う諸経費や介護に係る費用を勘案し、定型化したものであるため、別途通院費を支給することとはしていません。

② 療養手当

療養手当の額は、入通院に伴う諸経費という要素に加え、日常生活にも近親者等の介護が必要となること、他の救済制度とのバランス*注を勘案して、定型化した額として、毎月約10万円とする考えです。石綿健康被害救済制度は、賠償責任に基づく制度ではないため、療養手当についても療養に要した実費を全て積み上げて厳密にてん補するものではなく、一定の定型化を行った上で一律の給付を行うものです。

* 注：入通院に伴う諸経費については医薬品副作用被害救済制度による医療手当の額を、介護手当に該当する部分については原子爆弾被害者援護制度による介護手当（中度）の限度額をそれぞれ勘案しております。

【意見39(I-(4)-②関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底

公正とは言い難く、最低でも20万円とすべきである。

【回答39】回答38と同じ。

③ 葬祭料

現在、闘病生活を送られている認定された方が、石綿による指定疾病に起因してお亡くなりになった場合に給付される葬祭料の額は、他の救済制度とのバランスを勘案して、約20万円とする考えです。

【意見40(I-(4)-③関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも50万円とすべきである。

【回答40】回答38と同じ。

④ 救済給付調整金

制度施行前にお亡くなりになった方の遺族には特別遺族弔慰金(280万円)が支給されるのに対して、制度施行後に申請して認定されても、その直後にお亡くなりになった被害者等には、制度施行後生存されたわずかな間に相当する医療費と療養手当しか支給されません。

このような不公平感を解消するため、制度施行前に発症し、制度施行後2年以内に認定され亡くなられた被害者については、ご本人が支給を受けた医療費と療養手当の合計額と特別遺族弔慰金(280万円)との差額について、救済給付調整金として御遺族に対して支給されます。

【意見41(I-(4)-④関係)】

「制度施行後2年以内に認定され亡くなられた被害者」に限定する合理的理由は見当たらず、また、「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも1,200万円とすべきである。

【回答41】回答38と同じ。

○ 本年3月末の法の施行日より以前に、石綿に起因する指定疾病によりお亡くなりになった方のご遺族への給付

⑤ 特別遺族弔慰金

特別遺族弔慰金は、本制度の施行前に既に
お亡くなりになった被害者に特別の弔慰を表明
してその遺族の方々に給付する本制度特有の
給付項目であり、その額は、280万円とする考えで
す。請求期限は下記の特別葬祭料と併せて、法
施行日から3年以内と法に定められております。

【意見42(I-(4)-⑤関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底
公正とは言い難く、最低でも1,200万円とすべ
きである。

【回答42】 回答38と同じ。

【意見43(I-(4)-⑤関係)】

石綿健康被害救済新法附則第6条で制度
の見直し時期が「施行後5年以内」とされてい
るにも関わらず、請求期限を3年以内と規定
していることは不合理であり、制度の見直しを
確実に3年以内に行うべきである。

【回答43】 特別遺族弔慰金等の請求期限が3
年以内となっているのは、制度施行前に亡くな
られた方の御遺族を対象としているためです。

- ⑥ 特別葬祭料特別葬祭料の額は法律で、葬祭
料の額と同額(約20万円)とすることが定められて
おります。

【意見44(I-(4)-⑤関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底
公正とは言い難く、最低でも50万円とすべ
きである。

【回答44】 回答38と同じ。

II 特別遺族給付金について

特別遺族給付金は、労働者等の御遺族であ
って、労災保険法の規定による遺族補償給付の支
給を受ける権利が、施行日において既に時効に
よって消滅している方に対して支給するものです。

【意見45(II関係)】

時効に係る救済を「労働者等の遺族」、「障
害補償給付の支給を受ける権利」に限定す
る合理性はなく、健康被害を受けた「労働者」
本人、「休業補償給付等、障害補償給付以外

の給付等の受ける権利」に対する救済措置
も講ずべきである。

【回答45】 該当する回答なし。

【意見46(II関係)】

新たな労災認定基準のもとであれば労災
補償を受けられるにも関わらず、これまでの
労災認定基準に基づいて不支給処分を受け
た事例の救済措置も講ずべきである。

【回答46】 該当する回答なし。

【意見47(II関係)】

労災保険制度以外の労災補償制度等に
おいて、時効によって補償を受ける権利が消滅
している事例の救済措置も講ずべきである。

【回答47】 該当する回答なし。

(1) 特別遺族給付金の支給の申請の受付 について

- ① 特別遺族給付金の支給については、3月末の
法の施行の1週間前から、労働基準監督署に対
して申請することができます。
- ② 申請の時点で、あらかじめ指定された申請様
式への必要な事項の記載と、あらかじめ指定さ
れた医学的所見を示す資料の添付がなされて
いる必要があります。申請の様式や添付資料に
関する情報など、申請に必要な書類の詳細につ
いては、現在検討中ですが、できるだけ早くお知
らせできるようにする予定です。

【意見48(II-(1)-②関係)】

申請に必要なすべての書類等が整ってい
ない場合であっても、その日を申請日として
まず申請を受け付けたうえで、おつて「補正」
等の手続によって書類等を整えていくように
するよう、窓口対応に関する指導を徹底する
こと。

【回答48】 請求書だけでも受け付けることとして
おり、添付書類は後日提出していただいても構
いません。

【意見49(II-(1)-②関係)】

1か月以内のできるだけ短い期間を、行政
手続法に基づく「標準処理期間」として定め、

受付窓口や関係ウェブサイト等で公表するとともに、申請者・相談者に対して説明するよう指導を徹底すること。

【回答49】石綿関連疾患を含め疾病に係る事案は、業務上外の判断のために詳細な実地調査や医師の意見書を必要とする事案が多く、その審査に相当の日数を要するものもありますが、できる限り迅速に処理していくこととしています。

③ 特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求のあった日の翌月分以降について支給の対象となること、申請に必要な添付資料を用意するためには一定の時間がかかることから、申請の準備は早め早めをお願いいたします。申請様式等の準備は、3月中旬に整うよう努力しております。

【意見50(Ⅱ-(1)-③関係)】

厚生労働省関係だけでなく他省庁や地方自治体関連の相談窓口に寄せられたものも含めて、この間相談や問い合わせがあった事例で特別遺族給付金の支給対象になる可能性が考えられる者に対して、必要な情報を確実に提供する措置を講ずるとともに、その結果を公表すること。

【回答50】労働基準監督署等に相談があった者については、監督署等から連絡をすることとしています。

【意見51(Ⅱ-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法附則第6条で制度の見直し時期が「施行後5年以内」とされているにも関わらず、請求期限を3年以内と規定していることは不合理であり、制度の見直しを確実に3年以内に行うべきである。

【回答51】該当する回答なし。

(2) 認定の対象となる疾病と認定基準について

① 特別遺族給付金については、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を対象とすることとします。以下、対象疾病ごとに

認定の考え方を示します。

ア 中皮腫により死亡された場合

1) 石綿ばく露作業に従事し、胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫により死亡された場合、次の(ア)又は(イ)に該当すれば認定されます。

(ア) じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の認定を受けていたこと。

(イ) 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あったこと。

【意見52(Ⅱ-(2)-①-ア関係)】

中皮腫の確定診断の確認は、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【回答52】特別遺族給付金の請求に当たっては、亡くなられた労働者の方の死亡原因について特定するために死亡診断書等の記載事項の証明書の提出をお願いしているところです。なお、支給決定に係る調査の過程で必要に応じ労働基準監督署において医学的資料の収集等を行っていくこととしています。

【意見53(Ⅱ-(2)-①-ア関係)】

意見52による医療機関への問い合わせ等によっても、確定診断の確認が困難な場合には、明らかな反証を示せない限り(中皮腫ではないことが明らかである証拠がある場合を除き)、主治医の診断を尊重するという原則を確立すること。

【回答52】中皮腫については、死亡診断書等に記載されている情報をもとに判断することとしています。

【意見54(Ⅱ-(2)-①-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をともなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

【回答54】回答53と同じ。

【意見55(Ⅱ-(2)-①-ア関係)】

主治医に「臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等」を求める場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【回答55】主治医に対して求める意見については、医学専門的な内容に関するものであり、主治医等に対してはその理由を明示することとしていますが、請求人に対して通知することはありません。

【意見56(Ⅱ-(2)-①-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の診断・認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をとまなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

【回答56】回答53と同じ。

イ 肺がんにより死亡された場合

1) 石綿ばく露作業に従事し、原発性肺がんにより死亡された場合、次の(ア)又は(イ)に該当すれば認定されます。

(ア) じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の認定を受けていたこと。

(イ) 次の(i)又は(ii)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あったこと。

ただし、次の(ii)に掲げる肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとします。

(i) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜ブランク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(ii) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

【意見57(Ⅱ-(2)-①-イ関係)】

石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会の「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」に示されたように、肺がん発症リスクを2倍にする曝露量として「25本/ml \times 年」が妥当としていることを認定基準上明示して、曝露量の確認ないし蓋然的推定から認定する道を確保すること。曝露量推定が科学的に可能である場合があるのであるから当然、単独の認定要件として並記すべきである。

【回答57】「本/ml \times 年」を単位とする石綿累積ばく露量を算出するためには、作業環境中の石綿ばく露の情報が必要ですが、我が国においては、過去の職業別、作業別及び年代別のばく露濃度の程度が明らかでないことから、「25本/ml \times 年」自体を認定要件として、認定基準に掲げることは困難です。ただし、個々の事案において、作業環境測定記録が保存されている場合には、これを参考にすることとしています。

【意見58(Ⅱ-(2)-①-イ関係)】

石綿曝露による肺がんであることを認定するための諸所見の確認は、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【回答58】特別遺族給付金の請求に当たっては、亡くなられた労働者の方の死亡原因について特定するために死亡診断書等の記載事項の証明書の提出をお願いしているところです。なお、支給決定に係る調査の過程で必要に応じ労働基準監督署において医学的資料の収集等を行っていくとしています。

【意見59(Ⅱ-(2)-①-イ関係)】

石綿曝露の有無・状況、(イ)の「肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上」等の確認は、肺がんを診断・治療する医療現場でほとんど行われていないのが実態であり、石綿曝露に起因する肺がんを積極的に掘り起こしていくために、医師・医療機関の協力を

求める措置を講ずるべきである。

【回答59】医療機関に対しては、患者の石綿ばく露状況を確認するためのリーフレットを配布し、また、石綿関連疾患についての診断方法等が記載された専門図書を配布することにより、その周知・広報を行ったところですが、今後、医師に対する研修等を実施することにより、さらなる周知に努めることとしています。

ウ 石綿肺により死亡された場合じん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病により死亡された場合には認定されます。

エ 良性石綿胸水により死亡された場合石綿ばく露作業に従事し、良性石綿胸水により死亡された場合、個別に厚生労働本省に協議されます。

オ びまん性胸膜肥厚により死亡された場合石綿ばく露作業に従事し、びまん性胸膜肥厚で死亡された場合、次の(ア)及び(イ)のいずれの要件にも該当すれば認定されます。

(ア)胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴っていたこと。

(イ)石綿ばく露作業へ3年以上従事したこと。

② 特別遺族給付金に係る医学的所見等の証明資料としては、死亡原因が各々の対象疾病によるものであることが記載された死亡診断書の写しなど、死亡原因を客観的に証明できる書類が必要です。その他、肺がんの場合には、上記①のイの要件に該当することを示す客観的な資料が、良性石綿胸水の場合には、その診断の根拠となった医学的資料が、びまん性胸膜肥厚の場合には、上記①のオの(ア)の要件に該当することを示す客観的な資料が必要です。

【意見60(Ⅱ-(2)-②関係)】

すでに死亡されている事例に関して、家族の手元に死亡診断書等も、また医療機関にカルテ等も残されていない場合の手續に関する相談がすでに多数寄せられている。戸籍地を所掌する法務局から死亡診断書の写しを容易に取り寄せることができるようにするなどの具体的措置を講じるとともに、それを周知するべきである。

【回答60】死亡診断に関する証明については、法務省を通じ法務局への協力依頼を行うこととしています。

【意見61(Ⅱ-(2)-②関係)】

厚生労働省が診療情報の開示に関するガイドラインを示しているところではあるが、開示が必要な診療情報に死亡診断書や病理所見等は含まれないとする考え方もあるやに聞いている。少なくとも石綿による健康被害として新法による救済給付や労災補償給付を受けようとする被害者・家族が、申請に必要な情報・書類等を医療機関から確実に入手できるようにする措置を講ずべきである。

【回答61】該当する回答なし。

【意見62(Ⅱ-(2)-②関係)】

少なくとも石綿による健康被害であることが疑われる疾病に関しては、医療機関にカルテ等の保存期間を延長させる措置を講ずること。

【回答62】カルテ等の保存期間を延長させることは困難であると考えます。

【意見63(Ⅱ-(2)-②関係)】

資料の提供等に関して医療機関の協力が十分でない場合などには、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなど、被害者・家族に過大な負担をかけない仕組みを講ずること。

【回答63】該当する回答なし。

(3) 特別遺族給付金の額について

特別遺族給付金は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とされています。特別遺族年金は、死亡

労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことなどの要件を満たす人に対して、特別遺族一時金は、特別遺族年金を受けられる遺族がいなく、特別遺族年金を受けられる遺族に対して、その請求に基づき支給されます。

① 特別遺族年金

労災保険法に基づく遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受けられる権利を有する遺族及びその遺族と生計を同じくしている特別遺族年金を受けられる遺族の人数に応じて以下の額とする考えです。

- 一人 240万円/年
- 二人 270万円/年
- 三人 300万円/年
- 四人以上 330万円/年

【意見64(Ⅱ-(3)-①関係)】

石綿による健康被害に関して現に労災遺族補償年金を受給している者の実態を調査・公表するとともに、ここに掲げた「遺族特別年金」の額を下回る低額労災年金を是正するための措置を講ずること。

【回答64】該当する回答なし。

② 特別遺族一時金

労災保険法に基づく遺族補償一時金の額等を勘案して、次に掲げる場合に応じてそれぞれに定める額とする考えです。

ア 施行日において特別遺族年金の受給権者が

ない場合には、1,200万円。

イ 特別遺族年金の受給権者の権利が消滅し、他に受給権者がなく、かつ、それまでに支給された年金額が1,200万円に満たない場合には、その1,200万円に満たない額。

Ⅲ その他

石綿による健康被害者が迅速に給付を受けられるよう、救済給付の申請受付窓口(機構の事務所等)と、特別遺族給付金の申請窓口(労働基準監督署)において、できるだけ両給付について適切に情報提供できるよう、連携を図りたいと考えております。

【意見65(Ⅲ関係)】

このような単なる決意表明では実効性は全く期待できない。新たな救済制度と労災補償各制度が一体となった隙間のない石綿健康被害の救済を確保するための体制及び方策を具体的に示されたい。

【回答65】該当する回答なし。

【意見66(Ⅲ関係)】

衆参両院環境委員会における附帯決議で示された因果関係解明の努力を含めて、新たな救済制度と労災補償制度総体の施行状況を検証・評価し、必要な見直しを行っていくための体制を、患者・家族、労働者、市民の代表等の参加を確保したうえで構築されたい。

【回答66】該当する回答なし。





アスベスト汚染と健康被害

森永謙二

アスベスト被害は、職場から近隣にまで広がった。すべてに答える最新情報。

アスベスト汚染と健康被害

いま、なぜアスベスト問題なのか／アスベストとはなにか／各国におけるアスベスト被害と規制状況／アスベストの職業ばく露と環境ばく露／中皮腫の診断と治療／アスベストの毒性とメカニズム／アスベスト含有建材と測定手法／アスベスト除去・廃棄物処理とばく露防止対策／アスベスト代替品は生体にどんな影響を与えるか／アスベストのリスクアセスメント／「長期で不確実なリスク」にどう対応するか／資料

編著 森永謙二
定価 2,200円+税
発行 日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4
TEL (03) 3987-8621 <http://www.nippygo.co.jp>

連載第43回

語りつぎたいこと —日本・アジアの片隅から—

国連・国際婦人年の活動につながる

塩沢美代子

テヘラン“開発と女性”集会

初のアジア女子労働者に関する国際集会は、参加者にはそれなりの意味をもったが、韓国・台湾・マレーシア・シンガポールなどは、独裁政権のガードが固く、国際交流など全く不可能だった。ところがこのささやかな集会在、国連の活動につながるきっかけになったのである。

1977年の12月はじめにイランのテヘランで開催される“開発と女性”というテーマの集会上、CCAから代表を送ってほしいという要請の手紙が、オウさんに届いた。1975年にはじまった国際婦人年10年の行動計画のひとつだったらしいが、その集会の担当者が、オーストラリア人のエリザベス・リードという女性だった。私たちのマニラ集会に参加していたオーストラリア人の女性が、あの会をたいへん高く評価し、リード

さんに話した結果らしかった。

オウさんは私に参加してほしいといったが、私は固辞した。それまではアジアの草の根の活動家たちが相手のやりとりで働き、いわば労働問題専用英語でなんとか仕事になってきた。しかし国連の集会上となると、参加者は英語の達者な人ばかりで、話題も広くなり、私が参加しても何もわからないだろうと思ったからである。その頃アジア・太平洋資料センターというNGOがあり、英語の達者な女性もいた。そういう人に行ってもらいたいと私がいうと、オウさんは断固として、「言葉の問題じゃあない。現場を知っている人がいかなければだめだ」と譲らない。オウさんの気迫におされて、「では山のようにテープをもって行って、すべて録音し、出た書類をすべて持って帰りますから」といって、参加することになった。

縫田曄子さんと同行

私を強引にテヘランに行かせるに当って、オウさんはたいへん気をつかい、その集会について詳しく調べ、日本の代表として縫田曄子さんが出席することを知り、同じ航空便を手配した。彼女はNHK、美濃部都政の民生局長を経て、当時は国立婦人教育会館の館長をしていた方だから、私はテレビで顔も知っていた。

彼女は私のことを知らないから、なぜCCAの代表で参加するのか興味があったらしい。それで長旅の機内では、私が彼女に問われるままに、私の経歴を語ることになった。エリート女性にしては、わりとリベラルな感じで気さくに話しあえた。しかし韓国やフィリピンでの地下運動に関わっていることにはふれなかった。

当時のイランは1979年のホメイニ革命前の王政時代で、出発のさい入国時のチェックは相当きびしいだろうといわれていた。

ところが到着してみると、飛行機のタラップを降りたところに、日本大使館の職員2名が待っており、ひとりが“パスポートだけお預かりします”といった。そしてもうひとりの先導で、私たちは入国審査も税関も通らずに外に出られ、大使館の車でホテルに送ってもらった。縫田さんと私は別のホテルだったが、ちゃんと送ってくれた。国の代表と同じ便でついたおかげで、私はあつげにとられるほどの特権に浴したのである。

この集会は国連の会合としてはインフォーマルなもので、国際婦人年の活動をになう一員であるリードさんが、アジア太平洋地域の発展途上国の女性たちから、各国の開発をめぐる諸問題を聴きとるための集りで、スタッフも含めて20人くらいの円卓会議だった。

初日の参加者の自己紹介はなんとかわかり、女子大の先生や社会福祉の現場で働く人や農村問題にとりくむ人や、婦人運動の活動家な

ど多彩な顔ぶれだった。会期中のある日、夕方からパーティがあり、地元報道陣もきて、私も記者につかまった。マンツーマンの会話ならなんとかなるので、私はCCAについて説明した。日本人がCCAの代表だったことに興味があったようで、私自身の経歴もきかれた。

“彼女の口ではバターがとけない

私の泊ったホテルはNGOの人たちばかりで、気さくな人が多く私もリラックスして、おしゃべりの仲間入りをしていた。パーティの翌朝ロビーに降りていくと、数人が英字新聞を見てにぎやかにしゃべっている。私を見ると、一斉に注目し、“ミヨコの記事がとても面白いよ”と新聞を差し出した。そこにはこの集会参加者のプロフィールがのっていた。

自分の記事を読むと、日本で労働運動をしてきた人という部分はわかるが、その前の形容詞らしき部分に、“彼女の口ではバターがとけない”と記されている意味がさっぱりわからない。みんなが笑っていたのはその部分なので、“これどういう意味かわからない”というと、誰かが、“あなたが優しそうに見えるということよ”といってくれた。辞書にはないだろうかと危ぶみながら、試しに“バター”をひいてみると、その関連の言葉に新聞記事そのままの表現があり、“虫も殺さぬ顔をして”と訳されていた。つまり記者の目に写った私は、虫も殺さぬ顔をしているのに労働運動家だということだった。

労働分科会の主役に

幸いなことに、この集会の討論は主として、テーマ別の分科会で行われた。労働の分科会に集ったのは私の他に4~5名だったが、アジアの女子労働者の労働現場に接しているのは私ひとりだけだった。そこで私はCCAという団体の説明にはじまり、なぜCCAが女子労働者の

おかれている状況を、人権問題として捉えているかを話した。つまり本誌にも断片的に記してきた各国の女子労働者の劣悪な労働実態や、FTZ・EPZの仕組みなどを話した。この分科会に集ったのはNGOの人たちで、私の話はショックだったらしく、次々と質問が出て、私はまるでメインスピーカーのような形になった。

私は日本も約100年前の工業化は繊維産業の10代の少女たちの、強制的な長時間労働や深夜業、貧しい農村をバックにした極端な低賃金という犠牲によって始まったことも話した。現在の日本は、アジアの女子労働者の犠牲により利潤を上げている立場だが、こういう状況を許してはならないと思う。国際婦人年の趣旨からいっても重要な課題として、国際世論に訴えたいといった。

インド人で農村問題に取り組んでいる女性が、“農村の貧しさをバックにした低賃金というのは、容易に想像できる”としきりにいっていたのを覚えている。

いま顧みて思うのは、私がCCAの代表として参加しているのでなければ、英語の達者な人たちに気圧されて、あまりしゃべらなかつたと思う。しかしこの集會に、労働の分科会がもたれたのも、私たちのマニラ集會の話をきいたりードさんが、その重要性を感じたからだそう、彼女からも“この分科会はあなたが主役だから”と励まされていた。

全体会の討論に反映

ところで分科会で話しあわれたことは、全体会の討論のなかで反映させることになっていった。私はその役は私の英語では無理だから、誰かにやってほしいといった。するとみんなが、“ここでとりあげた問題はすべてミヨコが話したことではないか、だから全体集會でもミヨコしか問題提起できる人はいない”と口を揃えていう。

私も分科会ごとに報告する時間があるのなら、みんなに手伝ってもらってメモをつくり、報告できないわけではない。ところがそういう形ではなく、全員の総合討論のなかで発言していくという進め方だった。

そこで私は、私の英語は労働の分野について聴いたり話したりすることはできても、それ以外の言葉はほとんど知らないから、正直なところ全体集會で何が話されているのかよくわからない。だから発言のタイミングをつかめないから、やはり私には無理だということ、思いがけない面白い展開になった。

社会福祉関係の仕事をしていた、優しい人柄のオーストラリア人が、“全体集會のテーブルの席は決められていないから、私とあなたが真向かいになるように座りましょう。私が討論の流れを聴いていて、今がいいと思ったときに、ウインクして合図するから、そうしたらあなたが発言したらいい”ということ、他のメンバーも“それはいい、ミヨコ心配しなくてもそれで大丈夫だ”と拍手する始末だった。

やむなく私は、会の記録係だったスタッフと話しあって、要約のメモをつくり、全体集會に臨んだ。やはり広範な話題が展開する話し合いを把握できなかったが、真正面の彼女のウインクを合図に発言した。すると参加者の誰もが気付いていなかった問題らしく、ひとしきりその話題が中心になり、いろいろと質問も出て、私がしゃべり続けることになった。そして発展途上国の開発が、女子労働者の犠牲によって行われてはならないということが、課題のひとつとしてとり上げられたのである。

スリランカ人の助けでメモ作り

私と同じホテルに泊っていたスリランカ人は、大学の先生だったが、ロンドンの大学で学び、博士論文はスリランカの労働史だといっていた。私より年上に見えたこの女性は、とても暖か

みを感じさせる人だった。スリランカには、クリスチャン・ワーカーズ・フェローシップという、CCAのUIMに連なる団体があったので、それをご存知ですかときいてみると、学習会の講師としていたことがあると話していた。彼女は労働分科会には出ていなかったが、私の問題意識に理解を示していたので、よく話をしていた。

明日で集会が終るといふ日、リードさんは全体集会で、“非常に限られた日程だから、いい残したことがある方もいらっしゃるでしょう。そういう方は話したかったことをメモにして、是非置いていって下さい”といった。

私はそれをきいて喜んだ。全体集会で発言したとはいっても充分ではない。末端機関ではあるが国連への問題提起の足がかりであり、具体的に提案したいことなど沢山ある。是非メモを残そうと思ったものの、私は英語を書けないことに気付いた。

そこで跳んでいったのが、スリランカ人の部屋だった。彼女に“私のいいたいことを、あなたに書いていただきたいのですが”というと、彼女は“喜んでやってあげますよ”と部屋に招じいれて下さった。そこで私がもたもたと話す英語を忍耐強くききながら、さらさらとペンを走らすと、魔法にかかったように的確な英文になっていく。他のメンバーは、みんな遊びに出かけているのに、彼女はその夜はずっと私とつきあっていた。かくして私は立派なメモを、リードさんに渡すことができたのである。

王政末期のイラン

会期中の1日は、現地見学のバス旅行で、テヘラン近郊にある絨毯製造工場や、市内の保育施設や学校などに行った。

真先に私が感じたのは、“この国って終戦前の日本と同じではないか”ということだった。どこへ行っても国王と王妃の写真が、でかでかと掲げられている。日本も私が20歳になる1945年ま

で、御真影と称して天皇・皇后の写真が掲げられていた。学校では講堂に集まると、御真影に最敬礼するのが常だった。毎日の朝礼では宮城（皇居）遙拝とあって、その方角に向けて最敬礼していた。

テヘランにいる間は集会のことで頭がいっぱいだったから、イランがどんな国なのかまで頭が廻らなかった。ところが帰国した翌年から、イランの国情がイスラム革命として大きく報道された。私が行ったときがパーレヴィ国王の独裁政治の最終期だったのである。アメリカべったりで、伝統的な国の風土を無視し、独裁により急速に近代化をはかろうとした王政への反発は国民的な蜂起となり、79年1月に国王は国外脱出し王政は崩壊した。代ってパリに亡命中の宗教指導者ホメイニ師が帰国し、革命政府を樹立したのである。

CCAの貢献に大きな評価

帰途は縫田さんとは別行動だったのに、大使館の車で空港まで送ってくれた。丁度おなじ頃に空港に行く韓国人がいたので、誘って一緒に乗った。名門校の梨花女子大の若手の先生だった。私は自分が韓国に行ったことにはふれず、“日本の新聞によると、韓国では民主化を求める学生運動が盛んで、逮捕されたりしているようですね”というと、“優秀で純粋な学生がそういうことになるのですよ”ととても悲しそうな顔をしたので、私は話題をかえた。名門校の先生という偉そうな素振りの全くない誠実な人で、集会の感想などを楽しく話しあった。

帰国して1月くらいたったとき、オウさんからすばらしい礼状がきたと、興奮気味で私に話した。テヘラン集会でCCAの貢献がいかに大きかったかが記されていた。どうやら私がスリランカ人に書いてもらったメモが、高く評価されたのだらうと思った。

「一橋大学レイバー・フォーラム」が発足

東京●実践家や研究者が集い、交流し、議論し、学べる場

昨年、国際労働研究センター (<http://www2u.biglobe.ne.jp/~ctls/>)は、設立10周年を迎えました。全国安全センターからは古谷杉郎さんにアドバイザーを、東京労働安全衛生センターの飯田勝泰さんに運営委員を引き受けていただき、労働安全衛生運動に関わるみなさんとともに活動してきました。

当センターは、「各層の組織と連携しながら、労働者間、研究者間の国際的コミュニケーションを深め、一国の枠を越えた国際労働研究の領域を開拓することを目的」として設立され、この10年活動を続けてきました。国内はもとより海外の研究者、活動家を招いての研究会、外国人労働者の組織化調査プロジェクト、労働教育調査研究会などを取り組んできました。その成果のひとつは、昨年公刊しました『社会運動ユニオンズム- アメリカの新しい労働運動』（緑風出版）として結実しています。

●参加型労働教育の大切さに気づく

2003年来日されたケント・ウォンさん（カリフォルニア大学ロサンゼルス校レイバーセンター所長）の「労働運動の変革と新たな組

織化のために労働教育が大切である」との強烈なメッセージを受けて、私たちは「労働教育調査研究会」を立ち上げました。

戦後日本の労働運動の中で、どのような労働教育が行われてきたのか、各潮流や単産の教育はどうだったのか、現状はどうか、それに対してアメリカや韓国をはじめ、活性化している海外の労働運動の中でいかなる労働教育が行われているか、日本の労働運動を活性化させるために、労働教育の中で何ができるか、何が必要か、などの問題関心を持ちながら、事例報告や交流を続けてきました。

1970年代まで主流を占めてきたイデオロギー注入型の教育が80年代以降うまくいかなくなってきたのではないかと、組織率の低下、労働運動総体の停滞・衰退が続く中で、労働運動になっていく労働者、活動家たちを育てることがうまくいかなくなっている、意識的な継続的な教育を考えていかなないと次の世代が育ってこないし、労働運動の様々な技術も伝承されていかならないのではないかと、との仮説を持つに至りました。

そこで、私たちは、アメリカ労働運動の改革派の中で採用されている参加型教育である民

衆教育に大変関心を持ちました。民衆教育は、空っぽの頭に知識を注入していく教育ではなく、労働者の参加と対話によって、体を動かしながら学んでいく方法です。参加型の教育によって労働者たちは自分たちの直面する共通の課題に気づき、意識化し、団結の必要性を学んでいきます。その源流は、北欧やカナダ、第三世界各地にあります。アメリカでは「ハイランダーセンター」で先駆的な取り組みが行われ、公民権運動や移民たちの運動、改革派労働運動へひろがっています。

昨年11月には、アメリカからリнда・デルブさん（カリフォルニア大学ロサンゼルス校労働安全衛生プログラム・ディレクター、レイバーセンターの姉妹組織）、韓国の林榮一さん（イム・ヨンイル、慶南大学社会学科教授、労働社会教育院所長）を招致して、「変革と組織化のための労働教育を考える」国際シンポジウムを開催しました。

デルブさんの報告された労働協約改定闘争、ストライキ、移民労働者の組織化と結びついた参加型の労働教育のあり方は大変興味深いものでした。デルブさんには、東京労働安全衛生

センターでもアメリカでの労働安全衛生運動と参加型教育について報告と交流の場を持ちました。(1・2月号84頁参照)

これらの場を通じて、私たちは参加型の労働教育の大切さに気づき、それをどう具体的に実践に活かしていくかを考えるようになりました。

●大学にベースをおくレイバーセンターの可能性を探る

私たちは、このような関心を持ちながら、労働運動の実践と連携した労働調査研究や労働教育のあり方について議論を続けてきました。議論を積み重ねるなかで、労働運動の再生や非正規労働者と未組織労働者との連帯をめざし、様々な立場の人々、実践家や研究者が集い、交流し、議論し、学べる場(=レイバーセンター)をどこかに作れないだろうか、その場として、大学という「公共空間」を活用できないだろうかと考えるに至りました。

そこで、昨年5月には、国際労働研究センター内に「レイバーセンター・プロジェクト」を設置し、大学での「レイバーセンター」実現の可能性や具体化の方法、めざすべき内容などについて、具体的な検討をしてきました。そして、私たちが検討をすすめる過程で、一橋大学大学院社会学研究科の高田一夫教授と浅見靖仁助教授のご尽力により、昨年10月から、一橋大学に労働団体や労働組合、NPOなどとの「共同研究プロジェクト」推進団体として「一橋大学レイバー・フォーラム」

が発足いたしました。

●一橋大学レイバー・フォーラムとは

どのようなレイバー・フォーラムをつくるのかについて、これから試行錯誤を繰り返しながら考え続けていかなければなりません。

レイバー・フォーラムは、①学生対象の労働教育、②労働組合や労働者に広く開かれた教育と交流の場の提供、③労働に関する調査研究、教材開発、映像制作による労働者や労働運動、社会に対する情報発信を目的としています。大学という公共的施設を労働者や労働運動、社会に対して広く開放し、大学がそれによって社会に貢献することをめざしています。

現時点でのレイバー・フォーラムの企画内容は、以下のとおりです。

① 学生対象の労働教育：

- ・アクション・リサーチ論：2005年度大学院実験授業、2006年度大学院正規カリキュラム
- ・労働団体からの社会学部生や大学院でのに対する寄付講義(2007年度予定)、大学院での寄付講義(検討中)

② 労働組合や労働者に広く開かれた教育と交流の場の提供：

- ・オルガナイザー養成講座(準備中)
- ・参加型労働教育研究会
- ・社会運動ユニオニズム(アメリカ労働運動)研究会(準備中)

③ 労働に関する調査研究、教

材開発、映像製作による情報発信：

- ・組織化研究プロジェクト(組織化に関するアクション・リサーチ)
- ・労働ビデオ制作支援プロジェクト
- ・海外労働ビデオ紹介プロジェクト
- ・労働運動図書資料の収集整理

上記のようにレイバー・フォーラムはさまざまな企画を立てて動き出しています。今後、実績をつくり、さらに充実させて、「レイバーセンター」(大学の正規機関)に発展させたいと考えています。

●なぜレイバー・フォーラムを構想するか

レイバー・フォーラムの構想は、アメリカの大学のレイバーセンターから着想しました。アメリカでは、多くの大学にレイバーセンターがあり、労働教育や労働運動に貢献し、社会的に重要な役割を果たしています。もちろん、このようなアメリカのレイバーセンターをそのまま真似ることはできません。大学のあり方や労働運動の状況などがかなり異なるからです。

現在、日本の大学の状況が変わりつつあります。とくに国立大学の法人化によって大学が社会に「開かれた」ものになり、社会に貢献することが期待されるようになりました。そのために産業界からの寄附講座や産学連携が急速に広がっています。他方、大学のこうした変化は大学と労働

との連携をも可能にしていますが、具体化はまだこれからであるということになります。

今日の日本に、アメリカのレイバーセンターが果たしているような役割を果たすならかの組織が必要です。労働教育について言えば、大規模な労働組合では組合員教育がなされていますが、中小の労働組合の組合員や未組織労働者にとっては、労働教育にアクセスする機会がきわめて限られているいます。組織率が低下するなかで、これはいっそう深刻な問題になりつつあります。

また、労働に関する情報についても、一般的なマスメディアにおいて企業、産業界の情報は大量に流布されていますが、労働組合や労働運動の情報はほとんど流通しないという著しく非対称の状況が存在しているいます。むしろ労働組合パッシングの情報のみが流布する傾向さえみられます。学校教育における労働教育が著しく貧困であることは周知のとおりであり、大学における労働研究・教育も衰退する傾向にあります。

こうした状況は、今日の日本社会における経営(企業、産業界と労働との間の著しい不均衡や社会的影響力、人びとの認識の度合いの不均衡を生み出していると思われま。

このような状況を少しでも変えていくための、ひとつの試みがレイバー・フォーラムです。一橋大学のレイバー・フォーラムをさらに充実させて、レイバーセンターに

発展させること、さらに将来的には、その経験を多くの大学に広げ、日本社会のなかで労働を考え、労働に関して人びとの認識を高めるための公共空間を数多くつくりあげること、それがレイバー・フォーラムのめざすものです。

●ご寄付のお願い

しかし、一橋大学レイバー・フォーラムはなお共同研究プロジェクトにとどまっており、これをさらに本格的な「レイバーセンター」に育て上げるためには、十分な活動実績と財政的な裏付けが必要です。そこで、国際労働研究センターとしては、研究プロジェクトへの全面的な参加・協力と合わせて、みなさまにご寄付をお願いし、一橋大学にこのレイバー・フォーラムを支援する旨の用途を明記して寄付をしたいと考えるに至りました。

ご寄付いただいた資金は、本格的なレイバーセンターを設立するための基礎を築いていただくために、事務局体制の確立などに活用していただきたいと願っております。また、当センターによる支援は、一橋大学レイバー・フォーラムに対する各労働団体や労働組合、労働関係NPOなど広く社会からの支援への呼び水にもなるものと期待しております。

みなさまからいただいたご寄付は、国際労働研究センターが集約し、一括して一橋大学に寄付させていただきます。みなさまのご協力とご支援をよろしく願いいたします。

●一橋大学レイバー・フォーラムへの寄付要領

1. 寄付目標金額：200万円
寄付締切：2006年2月20日

1口5千円を目途に複数口数
をぜひ、お願いいたします。

みなさまの周辺でご寄付に
協力をお願いできる方がいらし
たら積極的に呼びかけて下さ
い。

2. 送金先：郵便振替・口座番
号：00110-6-251815 口座名義：
国際労働研究センター

一橋大学レイバー・フォー
ラムへの寄付であることを明記
下さい。

3. 寄付金の使途：一橋大学に
対して、レイバー・フォーラムへ
の「寄付研究」として寄付しま
す。寄付金をもとに、パートの
事務局スタッフを雇用し、みな
さまのご協力、ご参加を得なが
ら、上記の企画内容を具体化
し、実施します。

4. 問い合わせ：

本件についての問い合わせ
は、国際労働研究センターの
代表メール [ctl@msh.biglobe.
ne.jp](mailto:ctl@msh.biglobe.ne.jp)、または、高須裕彦(TEL
03-5626-2307)、飯田勝泰(東
京労働安全衛生センターTEL
03-3683-9765)までお
願ひ致します。



高須裕彦(国際労働研究
センター共同代表)

※3月号の発行が遅れ、今回の
寄付の締め切りに間に合いま
せませんでした。関心をお持ちの
方は、ぜひ上記問い合わせ先
に連絡してください。

新法成立待たず時効不支給

神奈川●時効問題解決の意思なし

2005年10月7日、4遺族が、時効を過ぎてはいるが救済を求めて遺族補償の労災申請を各労基署に行った。そのわずか2か月後、不支給決定が通知された。

神奈川労災職業病センターが神奈川労働局と本省補償課の加納業務係長に確認をとったところ、「先日、大綱が出たので、いつまでも保留しておくことはできない」として、全国基準部長会議で「時効労災は新法で対応するので、現行制度では不支給にする」ことを決定したと言う。

しかし、申請した時点では現行の時効制度を見直す可能性もあったし、少なくとも、時効労災の取り扱いについて遺族に何らかの通知があつていいはずだ。事前説明もなく、いきなり不支給通知するのは遺族の思いを踏みにじるものだ。

12月17日に遺族に届いた文書には、「不支給」とだけ書かれ、新法の説明もなかった。アスベスト新法も成立しない段階での不支給決定は、明らかに不当である。なお、加納係長によれば、神奈川以外にも同様の不支給事例があるという。

12月21日、私たちは4遺族とともに、各労基署および局交渉を

行った。「時効がわかって申請しているのに、なぜ今この時期に!」、「ダブルパンチ食らったも同然。なぜこんな心無いやり方をするのか!」と、遺族は抗議した。

署は「局からの指示で」、局は「本省からの指示で」という回答を繰り返すのみ。交渉にはNHKとTVKのカメラも入り、首都圏では、姉齒耐震偽装問題に次ぐ扱いで、ニュースに流れた。

交渉では、新たな事実も判明した。2年で時効となる療養や

休業、葬祭料について、神奈川ではすでに1件不支給決定していたこと。また、現在調査中の肺がんで死亡した遺族に対しても、遺族補償は時効にならないが、休業補償と葬祭料の一部不支給決定するということ。これらは、本省の全国基準部長会議で確認したという。

よって、神奈川では現在、遺族補償4件、療養・休業補償、葬祭料2件が不支給というわけだが、全国的には後者の一部不支給決定が多く出されたと推定される。これは、時効対象者の救済を一定認めたアスベスト新法の流れにも逆行する動きである。全国で抗議の声をあげていかなければならない。



(神奈川労災職業病センター)

結論出ているでも動かず

神奈川●胸膜プラーク所見ない中皮腫

「中皮腫であるのがはっきりしているのに、なぜ認定できないのか!母は、石綿パッキンの加工作業をやっているアスベストに曝露したのは明らかなんです。母が亡くなってから半年以上も経つんです。どうして迅速に認定の決定が出せないんですか!」

2005年12月15日、永田町合同庁舎内で「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が行った府省交渉で、細野剛さんは、厚生

労働省の役人に激しく迫った。

剛さんは、この春、腹膜中皮腫になった母のかつ於さんを看とった。亡くなるまでの数か月間、介護休暇をとり、入退院を繰り返すかつ於さんにつきっきりで看病を続けた。

センターに相談があったときは、すでに中皮腫の末期であったので、すぐに病院に聴取に行った。ベッドに横たわるかつ於さんは、点滴を終えたばかりで苦

しそうで、声もよく聞き取れない。長時間の会話は無理と判断し、労災申請に必要な職歴に絞って聴取を始めた。

「中皮腫は石綿を吸ったためになる病気で、労災ですよ。過去に石綿を使った仕事をされていませんか?」と聞くと、頷いて、少しずつ話をうかがうことができた。

40年程前、かつ於さんは、近くの石綿パッキン加工工場で約10年間働いた。プレスで石綿をパッキンの型に打ち抜く作業だ。板状の石綿を機械で切断する作業もあったが、これは男性がやり、女性はその片付けをやらされた。石綿を打ち抜いたり切断する時、石綿粉じんが飛散するが、工場内の対策は十分ではなかった。マスクをさせられたが、作業がしづらい。そもそも石綿が危険なものだということは、当時知られていなかった。

こうした簡単な聴取ではあったが、中皮腫の確定診断もあり、職歴から明らかな石綿曝露の事実もある。剛さんにも手伝ってもらい、急いで横浜北労基署に労災申請を行った。

ところが、いくら待っても労災の認定が下りない。剛さんが労基署に問い合わせると、本省協議扱いになっているという。「中皮腫ではあるが、石綿所見がない」ことが理由だという。確かに、認定基準では、「石綿曝露作業への従事期間が1年以上あっても、検査で胸膜プラーク(胸膜肥厚班)や肺組織内に石綿小体や石綿繊維がない事案は、本省

と協議すること」となっている。

しかし、11月の環境省と厚生労働省合同の検討委員会では、「中皮腫と確定診断しているものは、ほぼアスベストが原因ということで専門家の意見の一致を見た」と確認されているのだ。ならば、細野さんのように本省協議扱いとなっている中皮腫については、すぐ支給できるはずだ。

この日の省庁交渉で対応した厚生労働省補償課は、「検討したい」というにとどまった。厚生労働省は、時効なき補償を求めて申請した4遺族に対して、不支給決定を下すよう早々と神奈川県労働局に指示した。そうした一方では、本省協議扱いとなっている中皮腫については、検討委員会

で意見の一致を見ているにもかかわらず、迅速に支給決定の通知を出そうとしない。こうした補償行政の矛盾に、細野さんは怒りをぶつけたのだった。

※2月9日付けで労災認定基準が改正された後になって、かつ於さんの事例もようやく認定された。時効救済では、新法論議の確定を待たずに不支給決定を下し、中皮腫認定では、検討会で新方針が確認されているにも関わらず、認定基準が改定されるまで動かない。これが、労災補償行政のアスベスト被害者に対する「迅速な」対応の現実である。



石綿被害から県民を守る会 香川●労働団体等が協力して結成

11月18日高松市において、構成団体組合員・党員・市民約200人の参加のもと、「アスベスト被害から県民を守る会」の設立総会と記念講演会を開催した。

設立準備会から以下の内容の提案を行い、一括採択された。

会の目的と活動は、アスベスト被害を単なる労働災害にとどめず、総合的な救済対策を求めるとともに、県民の健康保護と環境汚染防止を目的とした対策の強化を行政に求め、相談体制の充実を図り、被害者・家族の救済と

ともに、広く学習と啓蒙活動を取り組む。

構成団体は、連合香川、平和労組会議、友愛連絡会、香川建設労組、民主党、社民党、自治研センターの7団体である。

構成団体を幹事団体とし、それぞれ代表委員1名と幹事若干名を選出し、事務局とで幹事会を組織し、会の運営と活動の中核を担い、今後幅広く賛同する団体、個人の参画を呼びかける。なお、事務局は香川地域政策センターを中心に、連合香川政策



教育センターと自治労が担う。

当面の具体的活動としては、「石綿対策全国連絡会議」が実施している「アスベスト対策基本法の制定と、全ての被害者の補償を求める請願署名」に全力を挙げて取り組む。

会の代表委員の一人である小川連合香川会長が挨拶に立ち、「被害者、弱者の立場に立った救済の実現にむけ世論を喚起するための活動を推進しよう」と参加者に呼びかけた。

続いて設立記念講演会にうつり、講師に石綿対策全国連絡会議事務局長の古谷杉郎氏を招き、「アスベスト被害と今日的課題」と題する講演に参加者一同耳を傾けた。

講演要旨は以下のとおり。

- ① クボタショックに至る国内の動向と住民被害者の勇気
- ② クボタが開示した資料の意味するもの
- ③ 住民被害の広がりを見舞金
- ④ クボタショック以降の企業・国の動向

- ⑤ アスベストとは
- ⑥ アスベスト関連疾患
- ⑦ 諸外国のアスベスト関連死と日本の将来予測
- ⑧ 日本における労災補償
- ⑨ 日本におけるアスベスト規制の推移
- ⑩ 禁止導入の経緯
- ⑪ 既存アスベスト対策の現状
- ⑫ 既存アスベスト対策の課題
- ⑬ 総合対策の提言
- ⑭ 緊急に政治決断を要する課題
- ⑮ 全面禁止と被害者補償
- ⑯ アスベスト対策基本法と100万人署名

本県においては、健康被害から守る観点からの講演会は全く初めてのことであり、アスベスト含有製品の製造工場が存在していた香川において、これからの活動の重要性に思いを馳せながら時間がたつのも忘れ、古谷講師の熱弁に聞き入り、非常に有意義な講演会であった。

経済産業省発表のアスベストによる健康被害の実態調査によ

る本県の状況は、

- ① 神島化学工業(株)詫間工場(押出工場) 所在: 詫間町、石綿ボード製造、1984~2002
- ② 神島化学工業(株)破風板工場 所在: 詫間町、石綿ボード製造、1996~2002
- ③ 神島化学工業(株)詫間工場(第一) 所在: 詫間町、石綿ボード製造、1969~2002
- ④ 神島化学工業(株)詫間工場(第二) 所在: 詫間町、綿ボード製造、1976~2002
- ⑤ 四国浅野スレート(株) 所在: 高松市、スレート製造、1961~2004
- ⑥ 日本エタニットパイプ高松工場 所在: 高松市、石綿セメント円筒製造

と6工場存在し、健康被害者数は、

石綿疾病者数	17人		
	内死亡	8人	
中皮腫	8人	4人	
じん肺	7人	2人	
その他	2人	2人	

となっている。

この資料から見えるのは、必ずや工場周辺住民に健康被害者が存在するということである。

今後、積極的に住民への働きかけを行わなければならない。

第1回幹事会において、情報収集と団体間交流の重要性を再確認し、「石綿対策全国連絡会議」と「全国労働安全衛生センター連絡会議」への加盟と、「全国労働安全衛生研究会」発行の研究交流誌の定期購読を決定した。

今後、さらに幅広い人たちの

協力を得ながら相談体制の充実を図り、アスベスト関係に止まることなく、広く安全衛生全般さらに

は労働問題の総合相談センターへと発展させたいものである。
(文責:野中幹男)

上司は契約更新を望んでいたにもかかわらず、派遣元から3月末での雇い止めとされた。

眼精疲労・乾燥性角膜炎認定

大阪●短期業務でも過重負荷を評価

両眼の眼精疲労、乾燥性角膜炎などで労災の療養補償給付を求めているTさんの労災が認められた。

Tさんは、情報システム関連業務で大手電気会社に派遣されていた。業務時間中はほとんどパソコン作業であったが、残業もほとんどなく、問題なく3年以上働いていた。

あるとき、所属課の上司の昇格試験の資料や会議資料の作成の仕事に命じられ、急ぎの仕事で、日常業務に割り込ませておこなったが、はじめて1週間ほどで眼痛がおこり、眼精疲労などと診断された。

残業時間としては資料作成をした約3週間の間に22時間ほどで多くはなかったが、上司の昇給に関わる資料など非常に気を使

うものであり、相当上司から細かい指示があつて何度も作り直したことなど、ストレスが高かった。また、資料の字も細かく、6~8ポイントの字を倍率300%に拡大して作業し、全体の配置を確かめるために、70%にするということを繰り返した。作成した資料は700枚、積み重ねると7~8cmの高さになった。さらに資料の更新のためのプログラミング作業も行った。

Tさんは、眼科に行った後、業務でなったものであるため、派遣元に労災申請を依頼したが断られた。その後、労災は本人申請であることを知り、再度派遣元に労災請求を依頼し、なんとか書類をもらった後も、派遣元より労災申請やめるよう説得された。

そうこうするうちに、派遣先の

これについてTさんはもちろん納得がいかず、派遣労組に相談した。派遣元との団体交渉中に、労災についても認定されたいとセンターを訪ねてきた。

すでに療養補償の請求書を病院に提出していたので、請求が管轄の監督署にまわってくるまでに、業務負担を証明できる資料を作成した。本人の申立書、勤怠や契約書などを用意、さらに業務量を分かってもらうために、仕事で作成した資料を打ち出して重ねたものを、厚みが分かるように横から写真に撮った。分量が目で分かり、インパクトがあったと思う。

管轄の大阪中央労基署が調査を始めると、それら資料を提出した。認定についてはやはり本省協議となり、約1年と時間はかかったが認定された。

しかし、短期の業務による発症であり、さほど長時間業務ではなく、労働密度とストレスによる負荷が評価されたことは、画期的であったと思う。



(関西労働者安全センター)

[改訂新版]

職業性石綿ばく露と石綿関連疾患

—基礎知識と労災補償—

森永謙二((独)産業医学総合研究所有害性評価研究部部長) 編
三信図書、2005年3月発行 定価 4,000円

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィス梅垣ビルIF E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28 TEL(088)845-3953 /FAX(088)845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内

